

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案（中間案）」に対する意見募集結果及び本委員会の考え方（案）【詳細版】

1 意見募集期間 令和4年1月31日（月）～令和4年3月1日（火）

※網掛け部分は前回配付資料からの修正箇所

2 意見募集の結果 意見提出件数：147件（意見提出者数：61名）

※ ひぼう 意見の中に含まれる誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現であると委員会として判断した部分については、置き換えをしています。

3 意見の概要及び本委員会の考え方（案） 下記のとおり

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
1	全般	1	条例制定に賛成である。条例案を練り上げた議員の皆様、関係者の皆様に、敬意を表したい。	本条例の制定に賛成の御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
2	全般	1	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案策定にあたり全体として賛成するとともに、実現が図られるべきである。	本条例の制定に賛成の御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
3	全般	1	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」の制定について、あらゆる差別解消にむけて「三重県」として立ち向かおうとしている姿勢そのものに、まずは賛同したい。ぜひともこの条例が制定されていくことを期待する。また、この条例が誰かを攻撃する矛となることも、逃げ道のような盾になることもなく、県全体が、十九条にあるように「不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる」ように向かっていく指針としての存在となることを望む。	本条例の制定に賛同し、期待したいとの御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
4	全般	1	差別解消三法をうけて、三重県においても、差別を解消するための条例が制定されることはとても良いことだと思う。	本条例の制定について評価いただき、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
5	全般	1	今回、条例案が通ったことは良かったと思います。	本条例の制定について評価いただき、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
6	全般	1	今回、条例案が通ったことは、素晴らしいと思います。三重県では、多くの方が差別を解消する為今まで尽力してきましたが、この条例でさらに多くの差別が解消されることを切に願います。	本条例の制定について評価いただき、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
7	全般	1	<p>三重において人権侵害や差別が、今もなお存在するということから出発して、これらを許さず解消にむけてこれまでの「人権が尊重される三重をつくる条例」をベースとしつつ、全体的にわかりやすい文言で、「差別を解消する」ことをめざす条例、その意思表明としての今回のこの条例策定を大いに歓迎し賛同します。県民みんなで、実効ある条例にしていきたいです。</p> <p>社会構造によってつくりだされ、今もなお再生産が続けられており、なかなか解消できない不当な差別を解消するために、差別に気づいたとき自分はどうすればよいのか、どこにかけこめばどんな手筈で解消にむかえるのかわかるようになっていくと思います。これまでの個人や団体の努力だけにとどまらず、被害者の即座の救済と継続したケア、そして今後差別をうけることも、加害者となることも傍観者となることもなくすための社会のしくみづくり、啓発、教育が望まれます。</p>	本条例の制定を歓迎し、賛同するとの御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
8	全般	1	「人権が尊重される三重をつくる条例」が施行されて20年以上経過していますが、部落差別をはじめとするさまざまな差別が今もなお存在します。すべての人の人権が守られるよう、「人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」が制定されることを強く望みます。	本条例の制定を強く望むとの御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
9	全般	1	委員の皆様、長時間の議論お疲れ様です。早期に条例ができる 것을 기대합니다.	本条例の制定に期待するとの御意見、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
10	全般	1	<p>日頃はハンセン病問題を中心に、人権問題に取り組ませてもらっております。その立場から、今回の条例制定の取り組みに対して感じる意義の大きさ、制定への期待を、思いつくままにですが述べさせていただきます。</p> <p>まず、現在のハンセン病差別被害の現状ですが、医療の分野における差別、介護の分野における差別、教育の分野における差別、芸術、創作における差別、サービス業における差別など、市民社会のさまざまな場面で、現在進行形でハンセン病差別被害が続出しています。詳細は『差別禁止法制定を求める当事者の声① ハンセン病問題のいま』（部落解放・人権研究所編・発行）を参照していただければと思います。</p> <p>さらに、新たな形として生み出されるハンセン病差別として、2003年に惹起した、黒川温泉ホテル宿泊拒否事件が思い出されます。この際には、様々な質を有する、多くの差別文書が当該ハンセン病療養所に送りつけられるという、宿泊拒否に止まらない、二次三次の被害まで生じさせてしまいました。いわゆる「普通の市民」から多くの差別投書が匿名でハンセン病回復者に送りつけられました。その意識の底に</p>	本条例の制定に期待するとの御意見、また、前文や第3条（基本理念）を評価いただき、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>ある、深刻な問題は看過できません。</p> <p>さらに、昨年2月に起こった「明治三十二年癩病患者並血統家系調」流出事件。これは患者の実名が記された調査台帳が、インターネット上に実名も伏せずに「公開」された事件ですが、ハンセン病回復者やその家族に大きな衝撃を与えるました。流出したものは隔離政策実施に向けた全国一斉調査の台帳であるため、今後全国どこで起こってもおかしくない問題であり、この事件が起こったこと自体が、被差別当事者が、平穏な日常を送ることの大きな阻害となることが訴えられています。ハンセン病家族訴訟勝訴により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」ができても申請する家族の数の少なさがあらわす、社会に対する恐怖、不信を当事者にいっそう植え付けることになりました。</p> <p>このような立法事実に対して、本条例案前文にある、「これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」という基本理念は、明確に向き合うものとして、大変評価できるものであると思います。</p> <p>今後も、さまざまな差別被害の立法事実の積み上げに努力して、理念が現実に対する力を發揮するよう努めていただきたいと思います。</p> <p>次に、基本理念にある、「二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図</p>	

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>ることが重要であること。</p> <p>五 人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者の心情等を理解することを社会として促進すること。六 人権侵害行為を受けた者が当該人権侵害行為に係る困難を乗り越えること ができるよう社会として支えていくこと」</p> <p>という項目も、大変重要な部分と感じます。ハンセン病問題で考える場合、ほぼすべての国民が、隔離を容認した、つまり差別加害者となったといつても過言ではない問題です。</p> <p>そのなかで差別被害の回復を考えるとき、加害者側の認識の転換は何よりも不可欠です。個人的な経験の話になりますが、私が「らい予防法」が廃止されしばらくしてハンセン病療養所を訪ねたときに、法が廃止して療養所はどう変わりましたかと尋ねたとき、逆に尋ね返された問い合わせが、療養所がどう変わったかと聞かれるなら、隔離をしてきた社会の側はどう変わったのですか、そしてあなたはどう変わったのですか、という問いかけでした。差別加害者と差別被害者が共に変わっていく、解放されていくということがなければ真の被害回復とは言えない。加害者側の意識変革は、差別被害の解消において、極めて重要な要素であると思います。</p> <p>本条例の制定は、差別加害者への直接的はたらきかけが期待できるものであり、差別被害を受けた者が、自分の力だけで加害者に向き合っていくことの困難の解消と、それが加害者の自己変革、謝罪という被害回復にとってのおおきな力を獲得できることにつながるという期待を持てるものである</p>	

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>と受け止めます。</p> <p>最後に、この条例制定が地域社会で取り組まれることの意義について述べてコメントを終わらせていただきます。</p> <p>昨年2月にいわゆる「感染症法」の改正が強硬に行われましたが、それに反対する声明は、病者差別を受けてきた団体など60を超える数になりました。ハンセン病被害の当事者団体からの出された声明の中に、</p> <p>「わたしたちの被害は、必ずしも、実際に強制力によって隔離されたことによってのみ生じたものではありません。むしろ、強制力によって隔離されるべき者として、法律上位置付けられてしまったことによって生じたものです。それによって、わたしたちは、激しい偏見・差別の対象となり、社会の中で居場所を失いました。」という言葉があります。つまり隔離政策が存在することを、肯定、容認する社会であることそのものが、大きな被害を与えたということです。その社会が信頼をどう回復していくのか、そのことがはつきり形として見えない限り、ハンセン病回復者や家族は社会潜伏を余儀なくされるのだと思います。かつて「無らい県運動」を開催し、ハンセン病患者や家族にとことん差別被害を与えた社会にとって、その信頼を回復すること、それはこのような差別に対して絶対否定するということが社会の価値となるということで、果たしていけるのではないかと思います。この条例を県民全てが求めているものであることを民意として示していく取り組みが推進されることが、社会全体の信頼回復につながるのだと思います。</p>	

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>私たちは、どのような社会に生きたいと願うのか、それは隔離されたもの、隔離したものが共に解放される社会です。</p> <p>その象徴、礎になりうるのが、この条例制定運動と条例制定であると受け止めております。</p> <p>感想をだらだらと述べただけになりましたが、締め切の時間が迫っておりますので、推敲もせずに提出させてもらいます。</p>	
11	全般	1 2	<p>「人権が尊重される三重をつくる条例」制定以来、人権意識の高揚等、一定の成果があったととらえられるが、いまだに不当な差別が三重県において現存することは大きな問題である。また、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、新たな差別だけでなく、既存の差別が浮きぼりとなつたなか、包括的な差別解消をめざす条例の制定は、あらゆる人の人権が保障される社会の実現にむけた大きな一歩であると歓迎できる。本条例が差別の解消にむけた実効あるものとなるよう求める。</p>	<p>本条例の制定を歓迎するとの御意見、ありがとうございます。</p> <p>不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
12	全般	1 2	<p>「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定してから県民の人権意識の高揚等、一定の成果があったととらえられるが、いまだに三重県においても、部落差別をはじめ、新型コロナ関連等不当な差別が現存する。そのようななか、包括的な差別解消をめざす条例の制定は、あらゆる人の人権が保障される社会の実現にむけた大きな一歩であると歓迎できる。本条例が差別の解消にむけた実効あるものとなるよう求める。</p>	<p>本条例の制定を歓迎するとの御意見、ありがとうございます。</p> <p>不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
13	全般	1 2	現在においても不当な差別が三重県において現存することは大きな問題である。また、既存の差別のみならず、新型コロナウイルス感染症の流行にともなう新たな差別に対してもとりくみをすべきである。この現存する問題に対し、包括的な差別解消をめざす条例の制定は、あらゆる人の人権が保障される社会の実現にむけた大きな一歩であると歓迎できる。本条例が差別の解消にむけた実効あるものとなるよう求める。	本条例の制定を歓迎するとの御意見、ありがとうございます。 不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。 本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。
14	全般	1 2	「人権が尊重される三重をつくる条例」制定以来、人権意識の高揚等、一定の成果があったととらえられるが、いまだに不当な差別が三重県において現存することは大きな問題である。また、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、新たな差別だけでなく、既存の差別が浮きぼりとなつたなか、包括的な差別解消をめざす条例の制定は、あらゆる人の人権が保障される社会の実現にむけた大きな一歩であると歓迎できる。本条例が差別の解消にむけた実効あるものとなるよう求める。	本条例の制定を歓迎するとの御意見、ありがとうございます。 不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。 本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
15	全般	1 2	「人権が尊重される三重をつくる条例」制定以来、人権意識の高揚等、一定の成果があったととらえられるが、いまだに不当な差別が三重県において現存することは大きな問題である。また、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、新たな差別だけでなく、既存の差別が浮きぼりとなつたなか、包括的な差別解消をめざす条例の制定は、あらゆる人の人権が保障される社会の実現にむけた大きな一歩であると歓迎できる。本条例が差別の解消にむけた実効あるものとなるよう求めます。	<p>本条例の制定を歓迎するとの御意見、ありがとうございます。</p> <p>不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
16	全般	1 3 4	差別を解消し、人権が尊重される三重を作るため、この条例が絶対必要です。そして県が市町に協力を呼び掛けて、各団体と連携して広く県民に周知する必要があります。さらに、差別を禁止する法や、差別行為に対して罰則を与えるものを今後策定していく必要があります。	<p>本条例の制定が必要との御意見、ありがとうございます。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）に基づき行われることになると考えますが、議会としても周知に努めてまいります。</p> <p style="background-color: #ffffcc;">罰則等を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p> <p style="background-color: #ffffcc;">本委員会としては、今後の条例等の在り方の課題として、罰則等、より実効性を確保するための方策が検討されることもあり得ると考えています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
17	全般	1 5	<p>現状考えうるあらゆる差別事象について、それらを許さない姿勢が明示されていて、いいと思います。</p> <p>また、「不当な差別に係る紛争の解決」のための手段がいろいろ考えられており、これも評価できます。</p> <p>将来、今考えられないような差別事象が発生する可能性があり、それらに柔軟に対応できるよう、将来の条例の見直しや、県民の声を適宜反映できるような仕組みが具体的に盛り込まれることを望みます。</p>	<p>本条例の制定について評価いただき、ありがとうございます。本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>将来的な条例の見直しについては、附則第6項として検討条項を設け、本条例施行後おおむね4年ごとに条例の規定の検討を行うこととしています。</p>
18	全般	2	<p>今までの「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定以来、一定の成果はあったと思いますが、いまだに不当な差別が三重県において現存しています。新型コロナ感染症の流行にともない、新たな差別事象も生まれています。三重県が「差別を解消し、人権が尊重される県」となるよう、実効性のある条例を求めます。</p>	<p>不当な差別等の解消に向けて実効性のある条例となるよう、本条例には、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」には盛り込まれていなかった「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」（第3章）や「不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策」（第4章）などを規定することとしています。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
19	全般	3	<p>人権施策を推進するに当たっては、国、関係機関、関係団体等と連携協力し、職場、学校、地域、家庭、その他の様々な場を通じて、県民が基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するために「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（仮称）の周知を積極的に行うべきである。</p>	<p>本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）に基づき行われることになると考えますが、議会としても周知に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
20	全般	6	人権条例反対です。 外国人の人権を優先し、日本人を後回しにしているからです。	本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。 なお、本条例は、全ての県民等を対象として、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものであり、外国人の人権を優先し、日本人を後回しにするものではありません。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
21	全般	6	<p>昨今、制定されているヘイトスピーチ条例は本邦外出身者だけを対象とした本邦出身者(日本人)を差別するものになっています。川崎市では憲法や理念法を超える罰則があり、制定されてからふるさと納税により、税金が流出し近年約69億円が他県へ流れました。本来差別は全ての人に対して行つてはならず、片方だけを規制する事により分断が生まれます。この様に他県で悪い見本となった条例には断固反対です。</p> <p>「差別は全ての人に対して行つてはならない」という基本に則り条例がどうしても必要であれば付帯決議ではなく、本則に本邦出身者を入れるべきです。</p> <p>全国的に注目を集めた武蔵野市住民投票条例では、反対集会を妨害する者が「レイシスト」「ヘイトスピーチ」だと具体的な例も示せずに言論弾圧を行う事に利用されています。市議会議員の良識により反対多数で否決されましたが、ヘイトスピーチ条例も本来必要ないものです。</p>	<p>本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本条例は、全ての県民等を対象として、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
22	全般	6	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 売国三重県が、日本人の言論を弾圧しようとしていますが、断じて許せません。世界人権宣言や人権諸条約及び日本国憲法は、明確に国民と外国人を区別しています。外国人は我が国の市民でもなければ、マイノリティーでもありません。そもそもマイノリティーに外国人は含まれません。国連のマイノリティーの定義はこうです。「その国の国民でありながら、他の国民とは異なる民族的、宗教的または言語的特徴を有し、暗黙のうちに文化、伝統、宗教または言語の保護に向けた連帯感を示している集団である。</p> <p>(1977年、国連「差別の防止とマイノリティの保護に関する小委員会」の特別報告者フランチェスコ・カポトルティ)」。最近、国際司法裁判所(ICJ)でも「national origin に外国人は含まれない」と言う判決が出ました。つまり「national origin には外国人も含まれる」と言ってる政府が間違っている、若しくは嘘を言っているのです。外国人は人種差別撤廃条約でも non-citizen (非市民) であり、我が国の市民ではありません。在日朝鮮韓国人は、英語では resident alien (定住外国人) です。まず常識を踏まえて下さい。外国人には外国人の人権宣言(A/RES/40/144)があります。外国人には「〇〇」「〇〇〇〇」と言っても差別ではありません。自由権規約の 20 条の 2 は、国民が対象で、外国人は含まれません。日本人の言論を弾圧してはいけません。公務員には憲法擁護義務があります。</p>	<p>本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本条例は、日本人の言論を弾圧するようなものではありません。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			は尽力するべきです。	
25	全般	7	条例の趣旨や目的は理解できますが問題は恣意的な運用や拡大解釈などにより憲法で保障された言論の自由が脅かされる事だけは絶対にあってはならずそこは条例に慎重な立場です。まずそれが懸念される。	本条例の適用に当たって、日本国憲法の保障する表現の自由などの基本的人権を不当に侵害しないことは当然のことであり、その点は本委員会でも度々確認しています。また、恣意的な運用や拡大解釈につながらないよう、本委員会として条例の解釈・運用に当たっての逐条解説を示すこととしています。
26	全般	8	想定される差別事案の具体例や想定対応事例の紹介を別途盛り込んではどうか（特に散見される事案や見落とされがちな事案について）。	御意見を踏まえ、第2条（定義）の【解説】6（「不当な差別」についての解説）の1段落目に、「具体的には、①正当な理由なく、特定の人種等の属性を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該人種等の属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすることや、②特定の人種等の属性を持つ者に対して、人種等の属性を理由として、その生命などに危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したり、地域社会から排除することを煽動したりすることなどが想定されます。」と追記します。また、不当な差別に関する散見される事案や見落とされがちな事案については、第19条（人権教育・人権啓発）に基づき、広く周知されることが重要であると考えています。 なお、「第3章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」に係る想定対応事例については、実際の同様のケースでの対応に予断を与えることも考えられるため、逐条解説に盛り込むことは差し控えたいと考えますので、御理解をお願いします。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
27	全般	9	川崎市の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」で定められたように、条例の実効性を担保するため、命令の規定を定めたうえ、命令に反した場合の罰則を定めるべきである。	行政処分としての命令などの規制的措置や罰則を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。
28	全般	10	傍観は差別を容認することにつながる危険性があるが、条例の中に一人ひとりが主体的に行動することの重要性について書かれていない。	一人一人が主体的に行動することの重要性については、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」と述べているとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
29	全般	10 11	前文に「人権侵害行為を許さないと改めて宣言する」とあり、P.12（県民の責務）には「人権問題に対して傍観することなく」とあるが、条例のなかに一人ひとりが主体的に行動することの重要性について書かれていません。また、傍観は差別を容認することにつながる危険性があることについてもふれられていない。	<p>一人一人が主体的に行動することの重要性については、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならぬ」と述べているとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。</p> <p>傍観が不当な差別を容認することにつながる危険性があることについては、第6条（県民の責務）の【趣旨】及び第7条（事業者の責務）の【趣旨】における「不当な差別などの人権問題に対して傍観することなく」の前に「不当な差別などに対する傍観はそれらを容認することにつながることから、」と追記します。</p>
30	全般	12	<p>三重県は「同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす」ことを目的に行政も教育も取り組んでいると理解している。</p> <p>同和対策審議会答申では「同和問題は放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされた。しかし、同和対策に関する法律が2002年に失効してからは、同和行政や同和教育が人権行政、人権教育に置き換わり、人権課題全般として扱われ、部落差別解消が薄まったように感じていた。しかし、同対審答申のもつ意味は有効であると信じていた。</p>	<p>本条例は、部落差別を含むあらゆる不当な差別などの人権問題の解消の推進を目的としています。</p> <p>なお、本条例においては、「不当な差別」の理由となり得る「人種等の属性」の定義（第2条第1号）の中で、その例示として「被差別部落の出身であること」を明記しています。</p> <p>部落差別の解消に関する条例を制定すべきとの御意見については、委員間で共有いたします。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>また、部落解放運動の成果として三重県人権センターは「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくための拠点施設」として設置された。部落解放運動で活動している方は、部落差別をなくしたいという気持ちから、問題を訴えるためにあえて自分の立場を明らかにして、さまざまな形で活動しておられる。しかし、名前や住所を出すことは、自分の意図する活動の場合を超えて、今後さまざまな形で身元を暴かれて被害を受ける恐れがある。自分たちのことが知れようが差別されない世の中になることを願う。</p> <p>今の世の中では、被差別の当事者が、差別の実態に声をあげると被差別部落出身であることが明らかになり、晒されるかもしれないという心配がある。そんな気持ちに思いを馳せていただいたことはあるだろうか。</p> <p>包括的差別の解消をねらうとされている今回の条例改正は、2002年の法失効後の同和行政・同和教育の取組の弱さにつながったことと重なることが危惧される。</p> <p>2016年に「部落差別解消推進法」が施行された。「障がい者差別解消法」にもとづく、自治体としての「三重県障がい者差別解消条例」の条文は細やかに謳われているが、国の法律に合理的配慮の提供等具体的な事例が列挙されている。</p> <p>「部落差別解消推進法」には、具体的な事例はない。だからこそ自治体レベルでの丁寧な条例が必要ではないか。</p> <p>包括的ということで、部落差別の問題を薄めないでほしい。部落差別解消に関する条例を整え、それぞれの条例について都度振り返りながら包括的な条例に取り組んでほしい</p>	

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			と思う。	
31	条例の題名	13	<p>「<u>共に差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例</u>」</p> <p>差別の解消は、被差別者本人のみならず行政並びに周囲や地域など社会全体で解消に取り組む課題であると共に、差別をした側の人間もその解消（自身の反省や学びなど）に向けて、取り組む事が重要である。</p> <p>何よりも被差別者への周囲の関わり、励まし、見守りなど傍観者を作らないとの期待を込めて、”<u>共に</u>”解消を目指す意味を題名に反映してはどうか。</p>	御意見も踏まえ、条例の題名について改めて委員間討議を行います。
32	前文	14	<p>2行目</p> <p>「いかなる事由による不当な差別<u>をも</u>受けることなく…」は、「を」か「も」のいずれかだけでよいのではないかと思います。世界人権宣言では、「をも」の前に属性等のいくつかの事例がありそれをうけての「をも」だからです。</p>	御意見を踏まえ、前文第1段落中の「いかなる事由による不当な差別 <u>をも</u> 受けることなく」を「いかなる事由による不当な差別も受けることなく」に修正します。
33	前文	15 3	<p>前文の「しかしながら・・・」以降の記述は重要であると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権問題が現在も存在していること 2. 解決の責任が誰にあるのかを明記していること 3. 県民一人ひとりが当事者であること <p>これらをすべての県民に周知することが今後、必要になってくると思います。</p> <p>国がつくった3法も、知らない人が多くいます。せっかく全部改正した条例なので、県民の隅々までこの条例の趣旨を周知することに力を注いでいただきたいです。</p>	<p>前文の内容について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）に基づき行われることになると考えますが、議会としても周知に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
34	前文	15	第5段落 差別の問題を行為者の問題に狭小化するのではなく、社会構造の問題であることが指摘されており、高く評価できる。	前文の内容について評価いただき、ありがとうございます。
35	前文	15	全く異論ない。 特に、第5段落において、差別の問題を行為者の問題に狭小化するのではなく、社会構造の問題であることが指摘されており、重要な点と考える。	前文の内容について評価いただき、ありがとうございます。
36	前文	16	「また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。」 人権問題は、すべて社会構造の中で生じている。 多くは、とすると、個人的な問題として片づけてしまい、解決につながらない。すべての個人的なことは、社会的なことであり、政治的なことであると考えるべきだ。	不当な差別などの人権問題については、その多くが社会構造の中で生じていると認識していますが、一方で人権侵害行為を行った者等の個人的な責任が大きいケースもあると考えられるため、このような表現としていますので、御理解をお願いします。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
37	前文	17	<p>前文に、「人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要」とある。そしてそのあとに、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、…（略）…人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」とある。</p> <p>生徒と差別の構造について話すとき、差別は「する側」と「される側」と分けてしまうと「傍観者」の立場が生まれてしまうため、「する側」と「なくそうとする側」に分けるべきと伝えている。前文の「当事者」という観点に、「なくそうとする側」という観点が必要であり、そういう意味で「一人一人が自分のこととして考え、行動することが重要であるといった視点」を追記すべきである。そこで、遂条に「当事者」とは何かを丁寧に書くべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下」</p> <p>これは、私たち一人一人が、様々な不当な差別などの人権問題について、傍観するのではなく、自分のことであると捉えて、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むことが必要であるという認識に立つということを表しています。このことについては、「県民の責務」及び「事業者の責務」において規定として具体化しています（第5条第3項・第6条第3項参照）。</p>
38	前文	18	<p>最後の段落 「…人権侵害行為を許さないと改めて宣言するとともに…」</p> <p>「改めて」というところに、これまで以上のという固い決意を感じますが、「…人権侵害行為を許さないことをみんなの（県民や行政等の）共通認識とするとともに宣言し…」などの方が、みんなで「許さない」ことをここで確認している印象になるのではないかと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文第6段落中の「あらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さない」の前に「社会全体の共通認識として」を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
39	前文	19	<p>【解説】5について</p> <p>「人権侵害行為には該当しない人権問題に社会的な責任を負う者として、方針決定の場への参画を独占している男性などを想定…」とありますが、一男性はこの解説を読んで、マジョリティ特権を自分が有すると確認するよりも、社会的な構造上その特権を背負わされていることに困惑するのではないかと想像します。ここは、「人権侵害行為には該当しない人権問題に、社会的な責任を負う者をつくりだす社会構造の一例として、…」などをつけ加えて記述する方が、適切だったのではないかと思います。</p>	御意見を踏まえ、【解説】5における「方針決定の場への参画を独占している男性」の前に「社会構造を背景として」を追記します。
40	第1条 (目的)	20	「…及び県の責務等を明らかに…」を「及び県等の責務を明らかに」はどうでしょうか。	「県の責務等」には、「県の責務」、「県民の責務」などの関係主体の責務だけでなく、「県と市町との協働」も含まれており、原案どおりとしたいと考えますので、御理解をお願いします。
41	第2条 (定義)	21	「人種等の属性」「不当な差別」「人権侵害行為」「人権問題」の定義はこれを維持すべきである。	定義規定については、パブリックコメント意見等を踏まえた文言の一部修正はあり得ますが、基本的枠組みは条例案中間案を維持したいと考えています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
42	第2条 (定義)	22	<p>どうしても条例を制定されるのであれば、<u>以下の内容を条例案に反映させてください。</u></p> <p>「人種、皮膚の色、国籍、民族」について、<u>本邦出身者も保護対象である旨</u>を、知事より県民に対し明言頂きたいです。</p> <p>本条例の内容は、現在、各自治体で制定済・制定中のいわゆる<u>ヘイトスピーチ条例と内容が酷似</u>しており、県民の混乱・反発を招く可能性があります。ゆえに県として、本条例はヘイト条例とは違い全ての県民を守るものであることを証明しておいた方が、運用上もスムーズであると考えます。</p> <p>ヘイト条例による住民の反発が具現化した実例として、罰則付きヘイト条例を制定した川崎市では、ふるさと納税による市税の実質流出額全国ワースト1位を更新し続けており、条例制定に対する市民の反発がこれに拍車を掛け、ついに<u>2021年度減収額(見込額)は69億円(川崎市HPより)</u>にまで膨れ上がりました。これが民意を軽視し条例を制定・施行した結果です。</p> <p>今後の三重県政を正常に保つためにも、条例制定に際し、県民に説明、合意を得る必要があると考えます。</p>	<p>不当な差別の理由となり得る「人種等の属性」の例示として、「人種、皮膚の色、国籍、民族」を挙げていますが、これらには「日本国籍を保有していること」や「日本列島に古来より在住してきた民族」等も含まれます。</p> <p>また、本条例は、全ての県民等を対象として、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
43	第2条 (定義)	23	<p>どうしても条例を制定されるのであれば、<u>以下の内容を条例案に反映させてください。</u></p> <p>「政治的意見その他の意見」について、これは<u>人種等の属性に該当しないと思われる</u>ので削除してください。</p> <p>また、<u>政治的意見について制限することは違憲です。</u></p>	<p>「政治的意見その他の意見」については、「世界人権宣言」や「自由権規約」等の人権に関する諸条約において、差別の事由として挙げられているものです。また、日本国憲法第14条第1項で差別の事由として挙げられている「信条」とも重なり合うものです。したがって、不当な差別の理由となり得る「人種等の属性」の例示として規定することに問題はないものと考えます。</p> <p>なお、本条例は、「政治的意見」を含む「人種等の属性」を理由とする「不当な差別」について、基本理念としての禁止を定めたり、紛争解決の仕組みを設けたりするものであり、政治的意見について制限するものではありません。</p>
44	第2条 (定義)	24	「一 人種等の特性」の中で、「政治的意見」とあります が、政治的意見とは事案ごとの立場や主張等によって変容するものであり、他に記載されている属性とは一線を画すもののように感じますが、どのような理由や経過から含められたものでしょうか。	「政治的意見その他の意見」については、「世界人権宣言」や「自由権規約」等の人権に関する諸条約において、差別の事由として挙げられており、また、日本国憲法第14条第1項で差別の事由として挙げられている「信条」とも重なり合うものであることを踏まえ、「人種等の属性」の例示として挙げています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
45	第2条 (定義)	25	<p>どうしても条例を制定されるのであれば、<u>以下の内容を条例案に反映させてください。</u></p> <p>「被差別部落の出身であること」について、これは「社会的身分」とは別に明示するとの説明がありますが、<u>それはやめて「社会的身分」に含めてください。</u></p> <p>部落差別を明文化することは、<u>差別の固定化・永久化</u>となり、本条例の理念に反します。また、<u>同和利権問題の解決を阻む</u>ことが危惧されます。この件は「部落差別の解消の推進に関する法律」の附帯決議にも明記されています。ご確認の上、熟考してください。</p>	<p>「被差別部落の出身であること」を「人種等の属性」の例示として規定するかどうかについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、部落差別の歴史的な深刻性や県民に対するわかりやすさという観点から、「社会的身分」とは別に明示するという結論に達したもので、御理解をお願します。</p> <p>なお、「部落差別」については、「部落差別の解消の推進に関する法律」にも明記されています。</p>
46	第2条 (定義)	26	<p>第1号－5 「被差別部落の出身であること」について</p> <p>被差別部落内に存在する施設（隣保館・寺院・学校等）に在中或いは勤務している人々に対する差別も有る。</p> <p>被差別部落のみならず、もっと大きく見て関わるものにまで差別の対象となっている事を踏まえて定義したほうがいい。</p>	<p>「被差別部落に立地する学校、企業等に在学、通勤等をしていること」も、【解説】5（「被差別部落の出身であること」）における「被差別部落に在住していること」や「祖先が被差別部落出身であったこと」など」の「など」に含まれ、「人種等の属性」となり得るものだと考えています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
47	第2条 (定義)	27	<p>どうしても条例を制定されるのであれば、<u>以下の内容を条例案に反映させてください。</u></p> <p>「不当な差別」について、<u>立法事実となる過去の三重県における具体事例</u>を全てご提示いただき、それを以て禁止要件として定義付けてください。</p> <p>本条例案における差別の定義は、国際条約や地方自治体の条例などを参考にするとの説明に留まっており、非常に曖昧です。このような<u>恣意的運用のリスク</u>のある条例は、<u>県民の不安を煽る要因</u>となります。<u>禁止規定を設けるのであれば、予め、具体的な要件を提示する必要がある</u>と考えます。</p>	<p>本委員会では、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査により、新型コロナウイルス感染症への感染や被差別部落の出身であること、外国人であること等を理由とするインターネット上への差別的書き込みや、被差別部落の出身であることを理由とする差別落書きや結婚差別、女性であることを理由とする教育や就労における差別などの「不当な差別」の実態を立法事実として認識したことから、それらの解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による本条例の制定が必要であると判断いたします。</p> <p>本条例における「不当な差別」の定義は、我が国においても有効で、複数の裁判例でも参照されている「人種差別撤廃条約」の「人種差別」の定義などを参考にしたものであり、恣意的な運用につながる不明確な定義ではないと考えています。</p>
48	第2条 (定義)	28	「不当な差別」との点について、誤解を与える恐れがある。すなわち、差別は、どのような場合であっても、不当である。正当な差別は、存在しない。それゆえ、「不当な差別」という表現は、誤解を与える危険があり、表現について再度検討をした方が良い。	人権に関する法律や他県等の条例で「不当な差別」や「不当な差別的取扱い」等を用いている例が多いことや、従来の憲法学の通説や判例では「差別」を価値中立的に用いており「合理的差別」という概念が用いられる場合もあることから、本条例では単に「差別」とするのではなく「不当な差別」という用語を用いることとしていますので、御理解をお願いします。
49	第2条 (定義)	29	[第2号関係] 6 「不当な差別」 2段落目 複合差別の例として、「マイノリティ女性」を入れる →（「マイノリティ女性」など、いわゆる複合差別）	御意見を踏まえ、【解説】6において、「複合差別」の例として、「障がいのある女性や外国籍の女性に対する差別」を追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
50	第2条 (定義)	30	<p>不当な差別その他の人権侵害行為の定義が曖昧</p> <p>障がい者差別解消法（条例）、ヘイトスピーチ解消法（条例）、部落差別解消推進法（一部）は国において、何がいわゆる差別事案にあたるかが実質明示されていると思います。しかし、その他は、解説にあるような、法令の規定、裁判例等では不十分だと思います。とても第一線の相談員が対応できるとは思えません。三重県で規定できるのでしょうか。三重県の障がい者差別解消条例では、担当部局の相談員が、差別事案（国等から具体的な不当な差別的取り扱い、合理的な配慮の不提供について提示）について相談を受け、助言、調査、関係者間の調整を行うことになっていました（前述のとおり、相談員が何が差別事案かをしっかり認識しているはずです）。他県も同様だと思います。</p> <p>今回の条例案（第3章の部分）は、準司法的な手法により、現実に起こっている侵害を停止させたり、再発を防止するといった直接県民の権利や利益に影響を及ぼす可能性がある（加害者への関与等）救済・規制的なものと思われますので、解説、規則等ではなく、議決を必要とする条例本文に人権侵害行為の定義を具体的に明示する必要があるのではないかと思います。（国等で提示されている場合は別ですが）</p>	<p>本条例における「不当な差別」の定義は、我が国においても有効で、複数の裁判例でも参照されている「人種差別撤廃条約」の「人種差別」の定義などを参考にしたものであり、曖昧な定義ではないと考えています。また、本条例における「人権侵害行為」の定義も、障害者基本法などの人権に関する法律の規定などを参考にしたものであり、曖昧な定義ではないと考えています。</p> <p>なお、本条例は、罰則や氏名の公表を含む規制的措置は定めておらず、第3章の規定内容も対話に基づく行政指導を中心とした仕組みであり、直接県民の権利利益に影響を及ぼすものではありません。</p>
51	第2条 (定義)	31	第2号では「人権」が用いられる一方、第3号では「権利利益」が用いられているが、「不当な差別」は「人権侵害行為」の一類型と位置付けられることにも鑑み、どちらかに用語を統一したほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ、第2号中の「人権」を「権利利益」に修正します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
52	第2条 (定義)	32	<p>【解説】7 「人権侵害行為」について</p> <p>【人権に関する法律などを参考に、「他人の権利利益を侵害する行為」を「人権侵害行為」として定義することとしており、その例示として、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷を上げています。ほかにも、セクシャル・ハラスメント、体罰などが人権侵害行為に含まれます。なお、インターネット上の行為が含まれることを確認的に明記しています。】</p> <p>周りの人が声をかけあい、ヤングケアラーへのサポート体制をより充実させるためにも、例示のなかに【ヤングケアラー】という言葉を追記すべきである。</p>	御意見を踏まえ、【解説】10（「人権問題」）において、「人権に関する社会的な問題」の例示として「ヤングケアラーの問題」を追記します。なお、ヤングケアラーの問題は、行為者が存在する「人権侵害行為」というよりは、「人権問題」として位置付けることが適切と考えます。
53	第2条 (定義)	33 4	<p>【解説】〔第2号・第3号関係〕9について</p> <p>「部落地名総鑑」に関わる出版やネット公開の禁止を求めた裁判では、個人の権利侵害については認められましたが、団体に対する権利侵害は認められませんでした。今回の中間案では、集団や不特定多数の者を対象とする差別的言動等について、「集団や不特定多数の者が差別的言動等の対象とされている場合であっても、集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けているなど具体的被害が生じている、又はおそれがあると認められるのであれば、『不当な差別』『人権侵害行為』と解される」と書かれています。この部分については賛成をしたいと思います。差別を受けるのは個人だけではありません。集団や不特定多数の人々の人権が侵害されます。こうした被害が認定され、救済がされるべきだと思います。様々な国際</p>	<p>本条の考え方について賛成の御意見、ありがとうございます。</p> <p>罰則等を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p> <p>本委員会としては、今後の条例等の在り方の課題として、罰則等、より実効性を確保するための方策が検討されることもあり得ると考えています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			機関からの指摘があるにもかかわらず日本では国レベルでの差別を罰することができる法律が未だに整備されていません。今後、県民の意識を高めていき、将来的に差別を罰することができる規定がはいった条例になることを願っています。	
54	第3条（基本理念）	34	「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること」が基本理念のなかでも上位にあげられていることは、とても大切なことだと考える。人権侵害行為を行った者が、どの点においてその行為が誤ったものであるのかを振り返るためには、対話が必要である。逐条に「対話」についてのていねいな説明を追記していただくようお願いしたい。	<p>御意見を踏まえ、第3条第2号関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要である」</p> <p>これは、不当な差別などの人権問題の解消に当たっては、不当な差別などを行った者が不当な差別などが許されないものであることをはじめとする人権尊重について真に理解することを促すためにも、まずは強制的な手段を用いるのではなく、建設的な対話による相互理解を通じて対応することを基本とすべきということ、また、不当な差別などの人権問題の当事者から相談等があった場合には、その者と丁寧に対話し、その者に寄り添った対応を行うことが大切であることを基本理念として示したものです。</p>
55	第3条（基本理念）	35	【解説】〔第3条第3号関係〕2 公立高校の男女別定員制 現在の三重県ではないので、他の例の方がよい。 →女性のみ制服を着用、受付は女性限定	御意見を踏まえ、【解説】2における「公立高校の男女別定員制」を例示から削除します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
56	第3条（基本理念）	35 36	第3条第3号関係について 「公立高校の男女別定員制」は三重にはすでにありませんし、「女性職員がお茶くみ」より「男性の育児休業取得がすすまない」ことや「意思決定の場への女性の参画がすすまない」ことなどの三重の課題をここに挙げてもらうと、多くの方に三重の課題を知ってもらえたのになと思いました。	御意見を踏まえ、【解説】2における「公立高校の男女別定員制」を例示から削除するとともに、「女性職員がお茶くみを行う」を「男性の育児休業取得に消極的である」に修正します。
57	第3条（基本理念）	37	第5号について 「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し～社会として促進すること」とあるが、P37第二十条にあるように、人権侵害行為を受けた者に対する支援については記載があるものの、人権侵害行為をおこなった者等に対する支援については言及されていない。いわゆる加害者側への心のケア等、県がおこなう支援体制について新たに項をおこして記載すべきである。	本条第5号の「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者的心情等を理解することを社会として促進する」という基本理念は、「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要」という基本理念（本条第2号）とも相まって、人権侵害行為を行った者等の心の問題への対応といった観点も含むもので、その点を【解説】に追記します。なお、人権侵害行為を行った者等についても、相談体制（第12条）や人権教育・人権啓発（第19条）等の対象になります。
58	第3条（基本理念）	37	第5号について 「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し～社会として促進すること」とあるが、P.37 第二十条にあるように、人権侵害行為を受けた者に対する支援については記載があるものの、人権侵害行為をおこなった者等に対する支援については言及されていない。いわゆる加害者側への心のケア等、県がおこなう支援体制について新たに項をおこして記載すべきである。	本条第5号の「人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者的心情等を理解することを社会として促進する」という基本理念は、「対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要」という基本理念（本条第2号）とも相まって、人権侵害行為を行った者等の心の問題への対応といった観点も含むもので、その点を【解説】に追記します。なお、人権侵害行為を行った者等についても、相談体制（第12条）や人権教育・人権啓発（第19条）等の対象になります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
59	第3条（基本理念）	38	基本理念のなかに「人権侵害行為を行った者」「人権侵害行為を受けた者」とあるが、P.4【解説】5にあるように「人権侵害行為を行った者等」「人権侵害行為を受けた者等」としないことで、ここでの対象者の枠が狭くなるのではないか。P.4では「人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者」として、「貧困に陥っている人」が例示されているが、とくに「第三条 六」に書かれている社会体制づくりにおいては、「人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者」を支える視点が必要であることから、ここでも「等」をつけた表記にすべきである。	御意見を踏まえ、本条第5号中の「人権侵害行為を行った者」及び「人権侵害行為を受けた者」の後ろにそれぞれ「等」を加えるとともに、同条第6号中の「人権侵害行為を受けた者が当該人権侵害行為に係る困難」を「人権侵害行為を受けた者等がその困難」に修正し、それらの「等」は人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者を想定したものである旨を【解説】に追記します。
60	第3条（基本理念）	39	「誰もが人権問題の加害者や傍観者になることのないように、一人ひとりが自分事として考え方行動することが重要である」という視点を基本理念のなかに追記するべきである。	御意見の趣旨については、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」と述べているとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
61	第3条（基本理念）	39 40	P.9（基本理念）のなかに、誰もが人権問題の加害者や傍観者になることのないよう、人権問題に関する正しい理解や認識をひろげていくことや、一人ひとりが自分ごととして考え方行動することが重要であるという視点を追記すべきである。	「人権問題に関する正しい理解や認識をひろげていくこと」については、不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策として「人権教育及び人権啓発」（第19条）を規定しています。 「一人ひとりが自分ごととして考え方行動することが重要であるという視点」は、前文の第5段落において、「私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない」と述べていとともに、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）のそれぞれ第3項で「不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努める」ことを規定しています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
62	第4条（基本理念）	41	<p>総則 第4条に関して大いに賛成の立場です。</p> <p>2019年YouTubeに特定の地域が部落であると示すような、また市の人権問題のとりくみを馬鹿にするような動画が公開されました。私たち教職員は、このことを非常に残念に、とても悔しく思い、子どもたちに間違った情報がYouTubeにあげられていること、誤った情報を鵜呑みにしないこと、好奇心で動画の再生をして拡散行為につながることはしてはいけないことなどを伝えてきました。それと同時に、市民の方も非常につらい思いをされており、この動画の削除依頼をされたのですが、思いが届かず今もなお、「学術目的」とされて削除されません。</p> <p>このような動画は、決して「学術目的」とは言えず、その地域に住む子どもたちを含むすべての人が安心して生活する権利を侵害するものです。</p> <p>上の事象は、総則 第四条に書かれた内容に大きく該当すると考えます。生まれの地を侮辱され苦しむ人が一人でも減るように、多くの人の権利が守られるよう「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」が制定されることを望みます。</p>	<p>本条について賛成の御意見、ありがとうございます。</p> <p>本条例の制定に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
63	第4条（基本理念）	41	不当な差別その他の人権侵害行為等の禁止を明確に規定しており、高く評価できる。	本条の内容について評価いただき、ありがとうございます。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
64	第4条（基本理念）	42	<p>第2項について</p> <p>「人権侵害行為を助長・誘発する目的で不特定多数の者が共通の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と掲示する行為をしてはならない」とあるが、現在同和地区を特定するサイトや動画がインターネット上に多く存在している。これらは学術目的を理由に削除されることなく残り続けており、差別行為を助長・誘発することにもつながる。第3条4号に「人権侵害の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること」とあるように、投稿者に人権侵害の意図がなくても、被差別の立場に寄り添った措置がなされるように強く望む。また、インターネットは全国から投稿・閲覧ができるため、三重県のみにとどまらず他県や国と連携して、実効性のあるものとなるように求める。</p>	<p>御指摘のような人権侵害に係るインターネット上の書き込みへの対策は重要な課題であると考えており、本条例では、プロバイダ等に対して一定の場合において当該プロバイダ等に係るインターネット上の書き込みの削除等の措置を求める責務規定（第8条）を設けるほか、そのような書き込みについての法務局への削除要請依頼等を含む「インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止」（第23条）について規定しています。また、その対応に当たっては、第5条第2項の規定に基づき、国、関係機関等と連携協力することを条例上求めています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
65	第5条（県の責務）	43	県庁各部局が各分掌に基づく法令をもとに、差別解消に有効な施策を必ず実施することを明記する必要がある。	<p>御意見を踏まえ、第1項関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む」</p> <p>これは、人権施策を主管する環境生活部はもちろんのこと、県の全部局等において、それぞれの所管する人権に関する法令等に基づいて、不当な差別などの人権問題の解消に向けて効果的な人権施策に主体的に取り組むとともに、直接的に不当な差別などの解消を目的とする施策でなくとも、あらゆる県の施策において、人権尊重の視点を基本とすることを求めるものです。</p> <p>また、各部局等で人権施策を推進するに当たっては、関係部局等の間で緊密な連携を図ることが求められます（第2項参照）。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
66	第5条（県の責務）	43	<p>逐条解説について</p> <p>既存条例では、県行政のあらゆる分野において人権尊重の観点に立って取り組むとなっていましたが、十分な県民啓発に人権課はもとより、他部局が取組を進めてこなかったことが、2020年3月に報告書が出された「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果に現れています。各部局が各分掌に基づく法令をもとに、差別解消に有効施策が展開されることを明記いただきたいです。</p>	<p>御意見を踏まえ、第1項関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「県行政のあらゆる分野において人権尊重の観点に立って取り組む」</p> <p>これは、人権施策を主管する環境生活部はもちろんのこと、県の全部局等において、それぞれの所管する人権に関する法令等に基づいて、不当な差別などの人権問題の解消に向けて効果的な人権施策に主体的に取り組むとともに、直接的に不当な差別などの解消を目的とする施策でなくとも、あらゆる県の施策において、人権尊重の観点を基本とすることを求めるものです。</p> <p>また、各部局等で人権施策を推進するに当たっては、関係部局等の間で緊密な連携を図ることが求められます（第2項参照）。</p>
67	第5条（県の責務）	44	条例施行後に県民すべてに認知されるよう行政総体で丁寧に周知を図ることを明記する必要があります。	本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）の【解説】1において、人権教育・人権啓発の内容の具体例として挙げている「(……)人権に関する法令や条例についての認知度向上を図り、それらの内容理解を深める教育・啓発」に含まれると考えますが、その趣旨をより明確にするため、当該部分の「人権に関する法令や条例」の前に「本条例をはじめとする」を追記します。なお、この内容を含む人権教育・人権啓発については、県は、積極的に行うものと規定しています（第19条第1項～第3項参照）。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
68	第5条（県の責務）	44	<p>逐条解説について</p> <p>「人権問題に関する三重県民意識調査」では、「人権が尊重される三重をつくる条例」の県民意識について、「内容（趣旨）を知っている」が3.1%、「あることは知っている」が22.2%、「知らない」が71.1%と、あり得ない結果が示されています。県行政が条例の周知すら進めてこなかった怠慢であり、こうした施策を展開する上での基本姿勢とも言うべきものが成立していないと言っても過言ではない結果です。本条例は議提でありますが、施行後に県民すべてに認知されるよう行政総体で周知を図ることを徹底していただくような文言の加筆をお願いいたします。</p>	<p>本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）の【解説】1において、人権教育・人権啓発の内容の具体例として挙げている「(……)人権に関する法令や条例についての認知度向上を図り、それらの内容理解を深める教育・啓発」に含まれると考えますが、その趣旨をより明確にするため、当該部分の「人権に関する法令や条例」の前に「本条例をはじめとする」を追記します。なお、この内容を含む人権教育・人権啓発については、県は、積極的に行うものと規定しています（第19条第1項～第3項参照）。</p>
69	第5条（県の責務）	45	<p>第3項について、より実効性を持たせるべく、「知事は、公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及び取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。」といった利用基準に不当な差別的言動が行われるおそれがある場合を設けるべきである。</p>	<p>公の施設の利用制限に関する規定を設けることについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、地方自治法の規定や判例等を踏まえ、公の施設の利用制限には慎重な議論が必要であるものの、県が人権侵害行為に加担するような事態が生じないよう、県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止については、県の責務として努力義務を設けるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p>
70	第5条（県の責務）	45	<p>第3項は、より実効性を持たせてほしい。</p> <p>「知事は、公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及び取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。」といった利用基準に不当な差別的言動が行われるおそれがある場合を設けるべきである。</p>	<p>公の施設の利用制限に関する規定を設けることについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、地方自治法の規定や判例等を踏まえ、公の施設の利用制限には慎重な議論が必要であるものの、県が人権侵害行為に加担するような事態が生じないよう、県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止については、県の責務として努力義務を設けるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
71	第6条（県民の責務）	46	<p>前文に「人権侵害行為を許さないと改めて宣言する」と在り、p. 12（県民の責務）には「人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」とあるが、学校では人権教育をすすめていくうえで「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」についてしっかりと考えさせる教育をすすめている。このことは単に頭で理解するだけではなく、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が態度や行動に現れるようになることを目指している。そのためには学校生活や社会生活のさまざまな場面で、相手の立場に立って考えることなど主体的に取り組み考えることが大切である。教員から一方的に「差別はよくない」と教えられるのではなく、児童生徒が自分自身で相手の気持ちを考え、どう行動すべきかを考えることが大切と考える。このことから「それぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」に賛成である。</p>	本条第3項の規定に賛成の御意見、ありがとうございます。
72	第6条（県民の責務）	47	<p>「…傍観することなく、…」とありますが、「傍観する」ことが差別を支えてしまうことにつながり、差別に加担していくことにあたるのだということを教育の場をはじめいろんな場面で伝えたりして、社会一般の認識にできたらよいのになと思います。</p>	御指摘のような認識を本委員会としても共有しており、「不当な差別等の傍観者とならない」ことを社会全体の共通認識とすべく、第5条（県民の責務）及び第6条（事業者の責務）においてその旨を規定しています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
73	第6条（県民の責務）	48	<p><u>傍観の定義について</u></p> <p>必ずしも、差別をした側への注意や抗議などのアプローチのみならず、被差別者に寄り添う事も傍観ではなく、それぞれの立場における主体的な取組であることを、逐条などで明記してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、第3項関係の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。また、第7条（事業者の責務）の第3項関係についても、同様の【解説】を設けます。</p> <p>「傍観することなく」</p> <p>これは、不当な差別などを行っている者に対して注意するなどの直接的な行動をとることだけではなく、不当な差別などを受けている者に寄り添うことなども含むものであり、不当な差別などの解消に向けて、無関心であったり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、それぞれの立場における主体的な対応を求めるものです。</p>
74	第7条（事業者の責務）	49	事業者は基本理念にのっとり従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、働く者の一人ひとりが主体的に取り組む仕組みが必要である。例えば従業員への人権に関する研修等を計画する場合においては労働者代表の意見や労働者団体の意見を必ず加えるべきである。	御意見を踏まえ、【解説】2（「従業員の人権意識の高揚」）において、「なお、従業員への人権に関する研修等の実施に当たっては、労働者代表から意見聴取するなど従業員の意見を反映させることが期待されます。」と追記します。
75	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）	50	「三重県議会の議員、知事」は「県の公務員」の例示に過ぎないので、見出しについては、端的なほうがよいという観点から、単に「県の公務員の責務」としてはどうか。	責務を果たすべき県の公務員の最たるものとして、公選職である「三重県議会の議員、知事」を見出しにおいても明示することが必要であると考えますので、御理解をお願いします。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
76	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）	51	解説に「責務の対象となる県の公務員として、県の一般職員や教員などが含まれます。」とありますが、警察官などの専門職は対象外となりますか。（意見ではなく、質問です。）	専門職であるかどうかにかかわらず、県の公務員は全て本条の対象となります。
77	第9条（三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務）・第19条（人権教育及び人権啓発）	52	県民のなかで、とりわけ公務員の責務は大きいものがあると考えます。なかでも、教育公務員は子どもたちと最前線で接するため、この条例を具現化する重要なキーマンになるとを考えます。ただ、義務感や強制で教育教務員が仕事をしても、子どもや保護者には、伝えるべきことが伝わりません。必要なのは、「研修」です。団塊の世代が退職し、若い人材が現場で増えています。人権教育・人権啓発が本当に必要であると思って仕事をしている人材が多いとは言えない状況があります。それぞれの経験や年代において、多様な研修にアクセスできることで、教育公務員一人ひとりが自分自身と社会の状況をみつめる機会をつくる必要があります。それによって、人権教育・人権啓発について必要感をもって推進していくようになると考えます。特に5項の記述は第十九条の肝になります。具体的にどのような人材を育成・確保するのか、どのような方法で行うのか、どれくらいの人数を育成・確保するのかがわかるように記述した方が良いと考えます。そうしないと画餅になる可能性が高いです。公務員については、全員が人権教育・人権保育を担える人材になる必要があると考えます。	<p>第19条第5項の規定に基づき、具体的にどのような人材を、どのような方法で、どの程度の人数、育成・確保するのかということについては、まさに執行段階のことであるため、条例施行後、執行部が丁寧に検討していくものと考えますが、同項の規定の趣旨が的確に実現するよう、本委員会の委員としても監視・評価してまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、県の公務員に対する人権研修等について、第9条の【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「県の公務員に対する人権研修等について」</p> <p>県の公務員が本条の責務を十分に果たせるようにするために、県として、県の公務員に対して充実した人権研修等を必要に応じて実施することが望されます。このことは、第5条第1項の県の責務に含まれるものと考えられます。</p> <p>また、県の公務員は、人権研修等への積極的な参加など、人権意識の向上に向けて自ら研鑽に努めることができます。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
78	第11条（人権施策基本方針）	53	<p>10年以上前ですが、人権施策基本方針の策定は、三重県人権施策審議会の委員だけでなく、各人権分野別で策定委員会（名称は正確ではありません）を設置し、「当事者」や有識者を入れて、差別解消に有効な施策の検討が行われていましたが、県は突然廃止にしました。その影響が、県民意識が改善されていない結果を招いていると思っています。よって、過去に実施してきた策定委員会を改めて発足する必要があることから、次の「」内のように加筆してください。</p> <p>また、逐条解説で、策定委員会の設置についても明記してください。</p> <p>第11条3項 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、「当事者や有識者等の意見を」聴き、三重県人権施策審議会「での審議を踏まえ」、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>三重県人権施策審議会（以下「審議会」といいます。）の委員は「人権に関し学識経験を有する者」（第25条第5項）が任命されることとなっており、従前の審議会においても人権に関する有識者や各人権問題に関する当事者団体の代表者などが委員に任命されていることから、人権施策基本方針の策定に当たって審議会の意見を聞くことを規定することにより、人権施策基本方針に一定程度当事者や有識者の意見を反映することができるものと考えます。</p> <p>なお、人権施策基本方針の策定に当たって、審議会以外の場においても、不当な差別などの人権問題の当事者等の関係者の意見をできる限り反映させるようにすることが望まれることから、第3項関係の【解説】として、その旨を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
79	第11条（人権施策基本方針）	53	人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、「当事者や有識者等の意見を（加筆）」聴き、三重県人権施策審議会「での審議を踏まえ（加筆）」、議会の決議を経なければならないとしてください。加筆をお願いします。	<p>審議会の委員は「人権に関し学識経験を有する者」（第25条第5項）が任命されることとなっており、従前の審議会においても人権に関する有識者や各人権問題に関する当事者団体の代表者などが委員に任命されていることから、人権施策基本方針の策定に当たって審議会の意見を聞くことを規定することにより、人権施策基本方針に一定程度当事者や有識者の意見を反映することができるものと考えます。</p> <p>なお、人権施策基本方針の策定に当たって、審議会以外の場においても、不当な差別などの人権問題の当事者等の関係者の意見をできる限り反映させるようにすることが望まれることから、第3項関係の【解説】として、その旨を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
80	第11条（人権施策基本方針）	54	県はこれまで年次報告を作成し議会に報告されてきましたが、その施策を調査・研究・検証するなど、差別解消に有効な施策が展開されているかどうかのチェック機能がなく、施策の検証が不十分でした。こうしたことが、差別の再発防止につなげることができず、被害を生み出し続け、救済されず被害者が泣き寝入りとなり、県民意識を改善できず、差別解消に効果的だとはとても思えない街頭啓発と銘打った啓発物品配りに置き換わっていった要因だと思います。そのため、PDCAのしくみが必要であり、それは県行政だけで行われるものではなく、本特別委の委員の方々などもPDCAのしくみに関与することが重要だと思います。条例にそのことを明記するか、逐条解説に明記いただくよう意見いたします。	<p>第5条（県の責務）の【解説】1において、「計画的に推進する」ということには、施策の評価・検証とそれらに基づく施策の改善を行うことも含まれると解される旨を記載しています。</p> <p>また、第25条（三重県人権施策審議会）の第1項・第2項関係の【解説】1において、審議会の役割として、相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれる旨をより明確に記載します。</p> <p>なお、本委員会の委員も、当然、議会活動の中で、議会に報告される人権施策の実施状況についての報告書等に基づき、本条例の施行状況の評価や監視に積極的に取り組んでいきます。</p>
81	第11条（人権施策基本方針）	55	人権施策の実施状況について、各部局の施策検証をおこない施策実施に活かせるようにしてください。	<p>第5条（県の責務）の【解説】1において、「計画的に推進する」ということには、施策の評価・検証とそれらに基づく施策の改善を行うことも含まれると解される旨を記載しています。</p> <p>また、第25条（三重県人権施策審議会）の第1項・第2項関係の【解説】1において、審議会の役割として、相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれる旨をより明確に記載します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
82	第3章(不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備)	56	理念のみにとどまらず、具体的な解決方法として相談体制及び助言、説示及びあっせんの申立ての体制を設けたのは、高く評価できる。	本章の内容について評価いただき、ありがとうございます。
83	第3章(不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備)	56	理念のみにとどまらず、具体的な解決方法として相談体制及び助言、説示及びあっせんの申立ての体制を設けたのは、高く評価できる。	本章の内容について評価いただき、ありがとうございます。
84	第3章(不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備)	57	包括的ないわゆる人権擁護（救済）法（条例）については、かつて国においても何度か法案を上程、廃案となり、現在の政権与党においては、個別法による対応をするとどこかで見ました。また、他県においても国の法案と同時期に同じような条例案が上程されたようですが、結果的には施行にいたらなかったようです。その県では議員提案の条例が可決成立したもの、停止となり、実に1年半、その条例について、再検討し、結果として廃案となったことが載っていました。これまでの貴県の特別委員会の審議（録画）、資料、関係規程も拝見しましたが、今回の条例案は他県のその条例案などと比べて、対象となる人権侵害の定義や救済規定がさらに曖昧になっているように思います。ネット情報では、愛知県でも人権条例を策定するようですが、条例の構成は、複数の人権問題を限定してあげ、理念的な条項で、○部落差別、○性的	<p>本委員会としては、様々な差別についての当事者の方などの参考人招致等の調査を踏まえ、部落差別やヘイトスピーチを含め、あらゆる不当な差別などの人権問題の解消に向けて、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正による包括的な本条例の制定が必要であると考えていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本条例は、罰則や氏名の公表を含む規制的措置は定めておらず、第3章の規定内容も対話に基づく行政指導を中心とした仕組みであり、人権擁護法案や人権委員会設置法案、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例などとは性格の異なるものです。</p> <p>また、御指摘の「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」素案については、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>指向・性自認を、救済的な条項を含むもので、○インターネット○ヘイトスピーチ等となっていました。また、ヘイトスピーチにかかる条項では既存の他の自治体のヘイトスピーチにかかる条例並みの救済なり規制をかける規定が盛り込まれていました。今回の三重県の条例案においても、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の対象となる人権問題（分野？）を限定し、人権侵害の定義、救済（規制）規定も明確にしないと、実効ある運用は難しいのではないかと思います。</p> <p>部落問題、ヘイトスピーチ（両方インターネットを含む）に限定してはどうかと思います。</p> <p>例</p> <p>◎部落問題【身元調査の禁止】 【土地差別調査の禁止】 【同和地区識別情報の摘示】 (インターネットの規定を含める)</p> <p>◎ヘイトスピーチ【他先行自治体条例と同様】 (公の施設、インターネットにかかる規定を含める)</p>	<p>の解消に向けた取組の推進、「部落差別の解消に向けた取組の推進」及び「性的指向及び性自認の多様性に関する県民の理解の増進に向けた取組の推進」について独立した章を設けて特出し的に規定しているものの、例えば、相談については、「県は、人権に関する相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする」としていて、特に相談対象の限定はしていないなど、必ずしも条例の対象とする人権問題を限定しているわけではないと認識しています。</p>
85	第3章(不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備)	58	<p>この条例（第3章）の対象（不当な差別にかかる具体的相談、紛争解決に至るもの）となる人権問題、人権課題（分野）を具体的に明示すべきと思います。</p> <p>相談の対象は、人権侵害行為その他の人権問題全般とされていますが、第一義的に相談者に対して専門機関や関係制度を紹介後（又は直接）、専門機関（所掌している部局課）が具体的な不当な差別その他の人権問題を解消するための相談を受けることになると考えられますが、今回の条例案で、具</p>	<p>相談体制については、「人権侵害行為その他の人権問題」全般としていますが、既存の「三重県人権センター条例」においても、三重県人権センターの事業として、特段の限定をすることなく「人権問題（同和問題を始めとする人権に係る問題）に関する相談を行うこと」（第2条第3号）と規定しており、現在の県の相談体制からその対象の範囲が拡大しているわけではありません。また、人権問題に関する相談があった場合は、各相談機関の判断により事案に応じた「必要な</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>体的な相談等を受ける人権問題（分野？）を、愛知県のように具体的に列挙する必要があると思います。解説で対象から除外する記述が少し見られますが、県民にとって何が対象となって対象とならないかがわかりにくいと思います。</p> <p>包括的な一つの条例で、人権侵害のすべてを対象とした上で、既存の制度の遺漏すべてを網羅し、整理（何を除外するか等）すること自体が、難しいのではないですか、限定しないと難しいのではないですか。</p> <p>人権教育・啓発推進法に基づく、國の人権教育・啓発に関する基本計画にある人権課題から対象を限定するのが現実的ではないかと思います。（愛知県もそうなっているように思います）</p> <p>また、人権侵害行為に対する行政指導の対象は自治体が所掌する事務の範囲に限られるのではないですか。</p> <p>自治体は法令等諸規定に基づく事務を行っていて、（どこの県にもある）行政手続き条例にもありますように、今回の条例案における行政指導においても所掌する事務の範囲内に限られるのではないですか。また、部制条例、行政組織規則等により、部局課の所掌事務は規定されているのですから、具体的な相談から調査、知事による助言、説示、あっせんなど行政指導に至るまで、その法令、規程、制度等を所掌する部局課でないとできないのではないですか。各部局課の所掌する事務・施策と人権にかかる事務・施策は別のものではなく、各部局課の所掌する事務・施策に含まれているものではないですか。貴特別委員会の審議で度々出ていましたが、環境部（人権課、人権センター）が、所掌していない個別人権問題について、中心的役割（具体的専門的な相談、調査、行</p>	<p>対応」を行うものです。</p> <p>なお、御指摘の「愛知県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」素案については、「県は、人権に関する相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする」と規定していて、特に相談対象の限定はしていないと認識しています。</p> <p>また、【解説】4では、金銭トラブル等に関する相談があった場合の県の業務の方向性を示したものであり、それらを相談対象から除外しているわけではありません。</p> <p>紛争解決体制については、本委員会としては、人権施策を主管する環境生活部が中心となって運用することを想定していますが、第14条第3項の規定を設け、知事以外の行政委員会等も含め、申立ての対象となっている差別事案の関係部局との緊密な連携協力の下で助言等を実施することを想定しており、所掌事務上問題があるとは考えていません。</p> <p>また、「所掌する事務」についての御指摘については、県民等からの不当な差別についての申立てに対応することは、「地域における事務」（地方自治法第2条第2項）に該当する地方公共団体の事務であり、また、本条例の規定自体が知事の事務としての根拠となるものだと考えます。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			政指導、調整委員会の主催等)を果たすことはできるのでしょうか。総務省に確認された方が良いのではないですか。さらに所掌事務にないことを自治事務として扱うことは難しいのではないですか。	
86	第12条（相談体制）	59	「相談については、限定を設けることなく幅広く受け入れるべきであることから、不当な差別などの人権侵害行為を受けた者やその家族を例示しつつ、「その他の」のもので受けることで、幅広い者が相談をすることができる事を示しています」とあり、相談者を、人権侵害された当事者だけに限定していないところがよいと思います。差別を受けて、悩んだり苦しんだりするのは当事者だけではないからです。差別を見たり、聞いたりするなかで、その差別をなくそうするために、どうすればよいのかについて相談する場合もあり、そのことが、結果的に当事者を救うことにつながることになると思います。【解説】「1 相談をすることができる者について」に、「その他のもの」を丁寧に示していただきたいです。	<p>本条の考え方について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、【解説】1（相談をすることができる者について）において「その他の者」を丁寧に示していただきたいとの御意見については、御指摘いただいている「不当な差別等の目撃等をした者」については既に言及しており、更に「人権侵害行為を行った者」も「相談をすることができる者」に含まれることを追記します。</p>
87	第12条（相談体制）	60	被害者やその家族等の相談を受けるのは当然だが、加害者やその家族の相談も受けるべきではないか。「その他の者」だけでは、わかりにくいで、「目撃した者や加害側等」を条文に入れるとよい。	<p>条例の表現として「その他の者」と受けることで、特段の限定をせず、幅広い者が相談することができることを示しています。</p> <p>なお、【解説】1（相談をすることができる者について）において、既に「不当な差別等の目撃等をした者」については言及していますが、御意見を踏まえ、「人権侵害行為を行った者」も「相談をすることができる者」に含まれることを追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
88	第12条（相談体制）	61	<p>愛知県の新人権条例案であっても人権担当課の相談は、『新たに人権全般に関する総合的な相談窓口を設けて、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談の窓口の案内を行う』と書かれていますが、三重県の人権センターHPに書いてある相談対応と同じですし、他県でも人権担当課の相談は同じ対応のように見受けられます。</p> <p>人権センター（人権担当課）の相談と専門機関（所掌部局課）の相談について、役割分担を明確にしておいた方が良いと思います。（P20、21）</p>	<p>本条例は、県の人権施策の一般法的な条例として、県全体の相談機関を対象とした相談対応の根拠規定として第12条を設け、それぞれの相談機関に応じた「必要な対応」を行うことを規定しています。その上で、人権センターについては、【解説】3や【解説】8において、「人権相談に関する県の拠点的機関」と位置付けています。具体的な、人権センターとその他の県の相談機関との役割分担については、執行部において適切に運用されるものと考えています。</p>
89	第12条（相談体制）	62	<p>【解説】〔第2項関係〕4について</p> <p>「国際的な人権問題に関する相談についても、県の相談機関で調査や関係者間の調整を行うことは想定しておらず、そういう相談があった場合には、国の取組等の情報提供を行う」とあるが、国籍による差別やヘイトスピーチ等に関しても、県の相談機関での調査がおこなわれないように捉えられると懸念する。外国につながる人々の人権問題に関して、ためらうことなく相談できるということがここでもわかるよう、表現を工夫すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】4の第3段落の「国際的な人権問題」を「海外における人権問題や入国管理に係る人権問題」に修正します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
90	第12条（相談体制）	62	<p>【解説】〔第2項関係〕 4について</p> <p>「国際的な人権問題に関する相談についても、県の相談機関で調査や関係者間の調整を行うことは想定しておらず、そういう相談があった場合には、国の取組等の情報提供を行う」とあるが、国籍による差別やヘイトスピーチ等に関しても、県の相談機関での調査がおこなわれないようにもとらえることができるのではないかと懸念する。外国につながる人々の人権問題に関して、ためらうことなく相談できるということが理解されるように、ここでも表現を工夫するべきであると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】 4 の第3段落の「国際的な人権問題」を「海外における人権問題や入国管理に係る人権問題」に修正します。</p>
91	第12条（相談体制）	63	<p>(相談員) 第二項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保・業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとするについて。</p> <p>会計年度任用職員では1年ごとの任用であるため、専門性を担保することは難しい。また、必要な研修についても、人権問題は広範囲にまたがる課題であるため、実践に活かせるようになるには専門機関での研修が必要不可欠。(2022年度からの県人権センターの相談員を2人ハローワークで募集中) したがって、条例施行予定の2023年度の準備期間として、2022年度に、新しい相談員には反差別・人権研究所の「人権大学講座」の受講をしてもらうとよい。2023年度の4月1日からの育成では遅い。</p>	<p>本条に基づく相談対応を円滑かつ効果的に行うためには、相談対応者の人員確保・育成が重要であると認識していることから、第4項の規定を設けています。</p> <p>相談体制を含む第3章の規定は、令和5年4月1日から施行することとしていますが、附則第2項において、第3章の規定の施行のために必要な準備行為は、その施行日前においても行うことができる旨を規定しており、本条に基づく相談対応の実施のために求められる人員の確保・育成については、その前年度から執行部において適切に取り組まれるものと考えています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
92	第13条（助言、説示及びあっせんの申立て）	64	第3項において、当事者が障がいの特性や程度等に起因し、不当な差別を受けたことの意思表明をすることができない状態にある場合が考えられることから、条文に対応想定をしておく必要があるのではないか。ようか。	御意見を踏まえ、【解説】1（助言・説示・あっせんの申立てができる者について）において、次のように追記します。 なお、第3項の「不当な差別を受けた者の意思に反して」については、不当な差別を受けた者が紛争解決体制の手続による解決を望まないことを明示している場合を想定しています。不当な差別を受けた者に重度の知的障がいがある場合など、その者による意思の表明が容易でない場合も考えられるため、第3項の要件は、いわゆる「消極要件」として、不当な差別を受けた者が紛争解決体制の手続による解決を望まないことを表明していることが客観的に明らかである場合に限定して運用されることが望ましいと考えられます。
93	第15条（勧告）	65	趣旨に賛成します。 不当な差別をしていると本人が気づいていない場合も想定され、そのことに関して助言・説示・あっせんを受けた上、当事者同士で問題解決をできることができると理想だと感じています。また、法的拘束力で縛らず対話を重視しての解消を図ることについても、罰則があると「罰則があるから差別がいけない」と捉えられてしまう可能性があります。「どうして差別がいけないのか」「どうして自分の言動が差別にあつたのか」ということをわかつてもらうためには、さまざまな要因から時間はかかってしまうと想定されるものの、やはり記載されているように、対話を重視して不当な差別等の解消を図ることが大切だと感じています。	本条の趣旨について賛成の御意見、ありがとうございます。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
94	第15条 (勧告)	66	<p>悪質な事案に対する勧告に実効性を持たせるべく川崎市の条例のように、</p> <p>「知事は、第15条の勧告に従わなかったものが、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。」といった旨の命令及び命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、命令を受けた者の氏名、住所等も含めた公表の規定を設けるべきである。</p>	<p>勧告に従わない者に対する行政処分としての命令やそれに反した場合の氏名の公表などの規制的措置を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
95	第15条 (勧告)	66 67	<p>悪質な事案に対する勧告に実効性を持たせるべく川崎市の条例のように、「知事は、第15条の勧告に従わなかったものが、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。」といった旨の命令及び命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、命令を受けた者の氏名、住所等も含めた公表の規定を設けるべきである。</p> <p>また、名誉毀損等に及ぶ内容であれば、県知事に告発義務を課すという手段もあるだろう。</p>	<p>勧告に従わない者に対する行政処分としての命令やそれに反した場合の氏名の公表などの規制的措置を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p> <p>また、悪質な事案の告発については、第12条第2項第2号により、県の相談対応として、「必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと」としており、事案に応じて必要な通報等を行うこととしています。なお、刑事訴訟法第239条第2項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されており、県の公務員には犯罪があると思料する場合の告発義務が法律上課されています。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
96	第15条 (勧告)	68	15条については、先日最高裁が合憲と判断した、ヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止策を定めた大阪市の対処条例のように、勧告で留めるのではなく、公権力の行使についてためらうべきではないと考える。日本国内、三重県内においては、ヘイトは重大な罪であるという意識が希薄であると感じる。今回は、三重県として、厳しく対応していくという姿勢を毅然と打ち出していくよい機会となるだけでなく、それに怯える被害者にとって心強いも盾となると思う。ぜひ、勧告ではなく罰則規定を設けていただきたい。	勧告に従わない者に対する氏名の公表などの規制的措置や罰則を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、本条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めることにとどめるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。
97	第17条（助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表）	69	必要な事項を一般に公表するものとするについて 公表の手段が「県ウェブサイトへの掲載、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況の年次報告への掲載」では、ネット環境が整っていない人の知る権利が保障されない。すべての県民が知ることができる「県政だより」への掲載がよい。	【解説】3は、公表の手段として想定されるものの例示であり、どのような公表の手段が県民への周知に効果的かということを検討の上で、執行部において適切な公表の手段を選択されるものと考えています。なお、「県政だよりみえ」については、紙幅に限りがあることから、助言等が行われた差別事案ごとの本条に基づく公表の手段には適さないと考えられますが、人権啓発の一環として、一定期間の総括的な助言等の実施状況や特徴的な事例の紹介などが掲載されることは想定されます。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
98	第18条（三重県差別解消調整委員会）	70	障害者の権利に関する条約において、「障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」（同条約第4条3項）ともあるように、調査審議の実効性、公正性を担保するためにも、特に委員の構成について差別の被害者の当事者や当事者団体を含む市民社会の委員就任や参与などの立場による関与を積極的に認める定めを置くべきである。	<p>三重県差別解消調整委員会においては、差別事案の当事者などの関係者に対する意見聴取等ができるようになっています（本条第11項）。</p> <p>また、様々な差別事案に係る専門の学識経験を有する者を臨機に活用することができるよう、専門委員の設置について規定しています（本条第7項～第9項）。</p> <p>なお、【解説】4（専門委員について）において、「それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者」として想定される者の例示として「それぞれの差別事案の理由となる人種等の属性について深い知識や経験を有する者など」を追記します。</p>
99	第18条（三重県差別解消調整委員会）	70	<p>三重県差別解消調整委員会について。</p> <p>障害者の権利に関する条約では、「障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」（同条約第4条3項）とある。</p> <p>したがって、調査審議の実効性、公正性を担保するためにも、特に委員の構成について差別の被害者の当事者や当事者団体を含む市民社会の委員就任や参与などの立場による関与を積極的に認める規定を置くべきである。</p>	<p>三重県差別解消調整委員会においては、差別事案の当事者などの関係者に対する意見聴取等ができるようになっています（本条第11項）。</p> <p>また、様々な差別事案に係る専門の学識経験を有する者を臨機に活用することができるよう、専門委員の設置について規定しています（本条第7項～第9項）。</p> <p>なお、【解説】4（専門委員について）において、「それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者」として想定される者の例示として「それぞれの差別事案の理由となる人種等の属性について深い知識や経験を有する者など」を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
100	第18条（三重県差別解消調整委員会）	71	18条の差別解消調整委員会にかかる規定がありますが、包括条例による差別事案が多岐にわたる中において、いつ、どうやって、専門委員を選任するのですか。三重県の障がい者差別解消条例における同様の差別解消調整委員会をみると、委員が10人、この中に関係行政機関の職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者を含めるなど、相当数の障がい者差別に関する委員を選出していました。今回の条例の調整委員会においても個々の差別事案に関して個別の人権問題の専門委員の数が相当の比重を占めていると本来の役割が果たせないのではないか。したがって、第18条8、専門委員を差別事案に係る専門の学識経験のある者と限定するのはどうかと思います。また、調整委員会の委員10名と専門委員の関係が不明（10名に専門委員が含まれるか否か）。この調整委員会の構成は、本来なら専門委員がメインの委員、包括条例であっても、障がい者差別解消条例の調整委員会並みのレベルでないといけないのでないですか。また、調査審議が終了した段階で、解任されるというのも違和感があります。包括的な差別事案に対応するためのこの調整委員会の規定では、実効ある運用が難しいのではないか。	<p>不当な差別の理由となる属性にかかわらず、「人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する」委員（例えば、人権に関して精通しており、経験も豊富な弁護士である委員）であれば、「不当な差別」に該当するかどうかの判断の妥当性や助言等の内容の妥当性についての適切な調査審議は可能なものと考えています。その上で、更に調査審議を充実したものとするため、必要に応じ、それぞれの差別事案に係る専門の学識経験を有する者を臨機に活用できるよう、専門委員を置くことができることとしているものです。</p> <p>専門委員については、三重県行政不服審査会条例など、附属機関について規定している複数の県の条例で設けられているものであり、「専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する」、「調査審議が終了したときは、解任される」といった表現も既存の県の条例の規定に倣ったものです。</p> <p>なお、専門委員は、差別事案ごとに任命されるものであり、10人以内で任命される委員とは別に任命されるものです。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
101	第18条（三重県差別解消調整委員会）・第25条（三重県人権施策審議会）	72	近年、ジェンダーレスの観点が広がりつつあることから、「男女のいずれか一方の委員の数」という表現について、「社会的性別における男女のいずれか一方の委員の数」という表現にするとよいのではないか。ただ、様々な法や条例等において「男女」という表現がされているため、条例案の表現の通りでもよいとも考えられる。また、ジェンダーの平等については様々な場で考えられるようになっており、学校現場においても大切な学習の一つとなっている。この条例案のように、多くの人の目にふれるところからジェンダー平等について発信していただいていることも、子どもたちの学びに繋がっていくのだと思う。	御指摘の点は今後県全体として検討される必要があると考えますが、現時点では附属機関の委員構成の男女割合要件について定めている県条例は全て「男女のいずれか一方の委員の数」という表現となっているため、原案どおりとしたいと考えますので、御理解をお願いします。
102	第19条（人権教育及び人権啓発）	73	本条例施行の成果を見るための最大の要件は、条例の趣旨目的が広く県民に理解されることで、県民に不当な差別事案が発生しないための抑止力が働くことであると考えます。よって、本条各項に掲げる人権啓発及び人権教育が、実際の現場で確実かつ有効に実施されなければなりません。県、市その他各方面が本条に沿った更に具体的な施策を講じられるように、県は指導監督し、また常に実施状況を確認する必要があると考えます。本条が生きた条項となるために、教育・啓発活動が継続して実施されることが望まれます。	不当な差別などの人権問題の解消に向けて、本条例の周知を含む人権教育・人権啓発は重要であると認識しており、本条の規定に基づき県が人権教育・人権啓発に継続的かつ積極的に取り組むよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
103	第19条（人権教育及び人権啓発）	73 83	<p>1. 人権教育を積極的に行う 2. 人権啓発を積極的に行う</p> <p>本当に積極的に、また真摯に取り組んで頂きたい。</p> <p>全般</p> <p>「学校教育」についてですが、どのような個人の状況を鑑みても、その個人の教育を受ける権利を害することが無きよう、社会的な枠組みを変えて（超えて）対応をお願いしたい。</p> <p>近日なる統合教育（障害のある人もない人も）を希望しています。</p> <p>また、高等学校教育ですが、無償化は、無理でしょうか。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>不当な差別などの人権問題の解消に向けて、人権教育・人権啓発は重要であると認識しており、本条の規定に基づき県が人権教育・人権啓発に継続的かつ積極的に取り組むよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。</p> <p>その他の御意見は、委員間で共有いたします。</p>
104	第19条（人権教育及び人権啓発）	74 75	<p>【解説】〔第1項～第3項関係〕 1は「人権教育及び人権啓発」について書かれているが、具体例の表記について、とてもわかりにくい。①②③ともに大きく理解できるが、人と人が関係することから、まずコミュニケーション能力や問題解決能力等の技能的な面が必要かと思います。現在、学校現場ではさまざまな人権教育が展開されています。そういうた事例をもとに、何をおこなうべきか、もっとわかりやすく表記すべきかと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記するとともに、中間案に挙げている3つの具体例についてもよりわかりやすい表現となるよう表記の修正をします。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
105	第19条（人権教育及び人権啓発）	75	【解説】〔第1項～第3項関係〕1について 人権教育・人権啓発の具体例が挙げられているが、コミュニケーションスキルや問題解決能力等の技能的な面についてふれられていない。学校現場で実際におこなわれている人権教育の内容をふまえ、内容を精査する必要がある。	御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記します。
106	第19条（人権教育及び人権啓発）	75	【解説】〔第1項～第3項関係〕1について 人権教育・人権啓発の具体例が挙げられているが、コミュニケーションスキルや問題解決能力等の技能的な面についてふれられていない。学校現場で実際におこなわれている人権教育の内容をふまえ、内容を精査する必要がある。	御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
107	第19条（人権教育及び人権啓発）	75	人権教育・人権啓発の具体的な例が挙げられているが、問題解決能力やコミュニケーション能力等の技能的な能力についてはふれられていない。そのため、学校現場で実際におこなわれている人権教育の内容をふまえて、詳しく調べ、技能的な面についても挙げていく必要があるのではないかでしょうか。	御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記します。
108	第19条（人権教育及び人権啓発）	75	【解説】について 人権教育・人権啓発の具体例が挙げられているが、コミュニケーションスキルや問題解決能力等の技能的な面についてふれられていない。学校現場で実際におこなわれている人権教育の内容をふまえ、内容を精査する必要がある。また、昨今のコロナ禍において児童・生徒のコミュニケーションスキル等の実態を反映したものにすること。	御意見を踏まえ、また、これまでの本委員会での議論や現在の県の人権教育・人権啓発の取組にも鑑み、【解説】1に、人権教育・人権啓発の内容の具体例として、1)「様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発」、2)「自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発」、3)「人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発」を追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
109	第19条（人権教育及び人権啓発）	76 3	身近な例として、タバコの箱の横に法律で禁じられていることや健康を害する恐れがあることなどの注意書きがあります。このように、人権侵害行為や差別がどんなにいけないことなのか、どんな危険や恐れがあることなのか、注意喚起や啓発が日常的に何気ないところでおこなわれるようなしきはできないものなのでしょうか？この条例とその内容の周知をねらうとりくみとあわせて必要だと思います。	具体的な啓発手法を条例に規定することは難しいですが、御指摘のような趣旨は、人権教育・人権啓発に当たっての留意事項（第19条第4項）として「多様な機会の提供、効果的な手法の採用」を規定していることにより反映されていると考えています。 また、本条例の周知については、第19条（人権教育及び人権啓発）に基づき行われることになると考えますが、議会としても周知に努めてまいります。
110	第19条（人権教育及び人権啓発）	77	現代社会の「差別を受ける人が自ら声をあげないと差別が容認される」社会ではなく、「誰もが人権を尊重する」社会となるためには、人権教育・啓発のはたす役割は大きい。人権教育は学校教育の担う面が大きく、どのような人権教育をめざすのか、【解説】に県の人権教育ガイドラインにある人権教育の目的を追記するなど、より関連性が詳細に明記されているとよいのではないか。	三重県人権教育基本方針や人権教育ガイドラインは条例より下位のものであり、今後改定される可能性もあるため、【解説】に直接引用することは差し控えたいと考えますが、それらにおける「人権教育の目的」の趣旨については、第1項の「不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため」といった部分に反映しています。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
111	第19条（人権教育及び人権啓発）	78	<p>わが校では、「一人ひとりが自分を大切に思い、お互いの思いを受け止め、認めあえるなかまづくり」を重点目標として、人権教育に取り組んできた。ここ数年、中学校との連携の大切さを再認識し、9年間を見通したカリキュラム作りに取りかかっている。子どもたちの人権意識の向上には、学校・家庭・地域の連携も大切である。これらのことから、【解説】の2にあるように、学校での教育ではなく、「学校教育等」という表現には賛同できる。</p> <p>これからも、就学教育や社会教育との連携を目指して、カリキュラムの改善や教育活動の実践を重ねていきたいと考える。</p>	本条の表現に御賛同いただき、ありがとうございます。
112	第19条（人権教育及び人権啓発）	79	県は、市町、関係機関と連携し、学校教育等⇒学校教育及び「社会教育（加筆）」等と「社会教育」を明記してください。	条文は簡潔であることが要請されるため「学校教育等」としていますが、「学校教育等」には「社会教育」が含まれることを【解説】2において明記しています。
113	第19条（人権教育及び人権啓発）	80	<p>【解説】〔第4項関係〕3 単なる一方的な人権教育・人権啓発</p> <p>この言葉の意味がわからない。「単なる一方的な人権教育」は、学校の教員に対する不信感からか。</p> <p>→「差別はいけない」という価値の押しつけのみに終始するような啓発</p>	この表現に学校の教員に対する不信感という意図はなく、一般的な講義形式等での教育・啓発だけでなく、県民等が能動的に取り組む「運動」的な要素を持つ教育・啓発についても盛り込むべきという委員意見を踏まえたものですが、御意見を踏まえ、「単なる一方的な」を「一般的な講義形式等での」に修正します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
114	第19条（人権教育及び人権啓発）	81	<p>(実態調査) 第二十二条「当該調査により新たな不当な差別その他の人権問題が生じないよう留意しなければならない。」</p> <p>このような事態を引き起こさないためにも、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むための人権教育の推進が必要だと思います。</p> <p>そのためにも、県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>本条第5項では、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとすることを規定しており、同項の規定の趣旨が的確に実現するよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
115	第19条（人権教育及び人権啓発）	82	<p>県の公務員（教員を含む）の責務として、条例の目的達成のため率先して積極的な役割を果たすものと定めているところ、人権教育の推進と人権啓発を担う人材の育成・確保を明示しているところを高く評価する。</p> <p>今ある差別をなくしていくためには、「寝た子を起こすな」ではなく、差別の現実と厳しさ、そこに抗う術を学ぶ機会を公教育のなかでしっかりと位置づけ、実践と検証を積み重ねていかなければならないと考える。</p> <p>人権教育・人権啓発に当たっての留意事項のなかに、効果的な手法の採用とあるが、具体的にはどのような手法が効果的であると考えているのかは明記されていない。</p> <p>自分自身を振り返り、自分の生い立ちのなかでの自らの差別性（自身に向けたものも含む）に気づき、自らを他者に語ることでとらわれてきた過去と向き合い自分自身を解放していくプロセスこそが、差別をなくす第一歩であり、差別をなくす主体者になるために欠かせない。この点について解説のなかに明記されることを望む。</p>	<p>本条第5項の規定について評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>「効果的な手法の採用」については、そのことを留意事項として人権教育・人権啓発に当たる中で、どのような手法が効果的なのかを現場での実践の中で模索していくものと考えますので、解説で具体的な手法を提示することとはしていません。</p> <p>なお、御意見の趣旨も踏まえ、【解説】1の人権教育・人権啓発の内容の具体例を追加します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
116	第21条（実態調査）	84	<p>現在の三重県が行う啓発事業は、ショッピングセンターで啓発媒体を配布するという差別解消に効果的ではないことを行っています。結果は、人権問題に関する三重県民意識調査を見れば明らかです。よって、「」を追加していただきたいです。</p> <p>第21条 県は、市町、関係機関等と連携し、「差別を解消するための」人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。</p>	<p>第21条における「人権施策」は、第3条で「不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策」と定義されており、既に「不当な差別を解消するための取組」を含むものとなっています。</p> <p>したがって、不当な差別の解消に効果的な人権啓発等に資する実態調査とするべきという御指摘の趣旨は、「人権施策を効果的に実施するため（……）調査を行うものとする」という部分に反映されていると考えます。</p>
117	第21条（実態調査）	84	<p>県は、市町、関係機関等と連携し、「差別を解消するための（加筆）」人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。と加筆をお願いします。</p>	<p>第21条における「人権施策」は、第3条で「不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策」と定義されており、既に「不当な差別を解消するための取組」を含むものとなっています。</p> <p>したがって、不当な差別の解消に効果的な人権啓発等に資する実態調査とするべきという御指摘の趣旨は、「人権施策を効果的に実施するため（……）調査を行うものとする」という部分に反映されていると考えます。</p>
118	第21条（実態調査）	85	<p>条文で明記されている「新しい差別」について、それはどのような差別を想定され、条文に位置づけることが必要な立法事実は何で、その他、具体例としてどのようなことをあげられているのかが不明です。調査によって差別を生じさせないようにはすることは当然のことであり、調査によって差別が生じた事実が存在しないなか、それをわざわざ明記する必要性がないと思いますので、第2項は削除をお願いいたしま</p>	<p>第21条第2項の規定は、現行の「人権問題に関する三重県民意識調査」における、特定の属性の人に対する偏見を取り上げるような問い合わせを例に挙げ、実態調査の手法によつては新たな不当な差別などを生み出しかねない懸念があるという委員意見を踏まえたものであり、参議院法務委員会の部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議や奈良県部落差別の解消の推進に関する条例の同様の規定も</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
			<p>す。どうしても必要であるという懸念があるとしたら、逐条解説で、それはどのような差別を想定され、条文に位置づけることが必要な立法事実は何で、その他、具体例としてどのようなことをあげられているのかを明記されないと、差別の解消を遅滞させるような混乱を生み出しかねないと思います。</p>	<p>参考にしたものです。</p> <p>そのようなことを踏まえ、第21条（実態調査）の第2項関係の【解説】として、次のような内容を追記します。</p> <p>実態調査の実施に当たっての留意事項について</p> <p>第2項の規定は、実態調査の手法（例えば、県民に対する意識調査において特定の属性に対する偏見を殊更に強調するような質問文を設けることなど）によっては、特定の属性に対する偏見を喚起させることなどにより、新たな不当な差別などにつながるおそれが懸念されることから、実態調査を実施するに当たっての留意事項を定めたものです。</p> <p>これは、参議院法務委員会の部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議や奈良県部落差別の解消の推進に関する条例の同様の規定も踏まえたものです。</p>
119	第21条（実態調査）	85	<p>「新しい差別」について、どのような差別を想定しており、条文に位置づけることが必要な立法事実は何なのか、どのような事実があるのか分からぬ。具体例としてどのようなことをあげられているのかが不明です。「新しい差別」の実態を示せますか？<u>2項は絶対いりません。削除してください。</u></p>	<p>第21条第2項の規定は、現行の「人権問題に関する三重県民意識調査」における、特定の属性の人に対する偏見を取り上げるような問い合わせを例に挙げ、実態調査の手法によっては新たな不当な差別などを生み出しかねない懸念があるという委員意見を踏まえたものであり、参議院法務委員会の部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議や奈良県部落差別の解消の推進に関する条例の同様の規定も参考にしたものです。</p> <p>そのようなことを踏まえ、第21条（実態調査）の第2項関係の【解説】として、次のような内容を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
				<p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> <p>実態調査の実施に当たっての留意事項について</p> <p>第2項の規定は、実態調査の手法（例えば、県民に対する意識調査において特定の属性に対する偏見を殊更に強調するような質問文を設けることなど）によっては、特定の属性に対する偏見を喚起させることなどにより、新たな不当な差別などにつながるおそれが懸念されることから、実態調査を実施するに当たっての留意事項を定めたものです。</p> <p>これは、参議院法務委員会の部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議や奈良県部落差別の解消の推進に関する条例の同様の規定も踏まえたものです。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
120	第21条（実態調査）	86	<p>【解説】第21条1項関係 1 実態調査の具体的手法について</p> <p>これまでの環境生活部人権課が実施してきた「人権問題に関する三重県民意識調査」は、包括的な人権課題をすべて取り入れた項目設計となり、結果、人権課題によってはわずか1項目しか県民意識をはかることができず、県民にねざす差別意識や偏見を把握できたとは到底言えない状態になっています。こうした実態把握の不正確性や曖昧性が、抽象的な啓発や教育のあり方を招き、「思いやりややさしさ」「人権を守りましょう」と本質とは到底遠いものとなり、こうした道徳的なメッセージの繰り返しによって、県民にマンネリズムを生み出し、思考停止状態を広げ、人権感覚や感性を鈍らし、「知ってるつもり」状態となり、研修や講演に参加せず、知識すらアップデートしない結果を招いてきました。</p> <p>よって、「障害」者差別に関する県民意識は「障がい福祉課」が、女性と性的マイノリティへは「ダイバーシティ社会推進課」が、部落は「人権課」が、感染症は「医療保健部」が調査を実施する体制づくりと調査のあり方が求められます。そのため、「」内のように加筆してください。</p> <p>実態調査の具体的手法としては、「各部局が人権に関わる法令に関する個別具体的意識調査を、環境生活部と連携し」、不当な差別と人権侵害の解消をめざす県民意識調査や不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査などが想定されます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、【解説】1（実態調査の具体的手法について）において、「なお、人権施策を主管する環境生活部だけでなく、各人権問題に関する部局等が、環境生活部とも連携して、それぞれの人権問題に応じた実態調査を実施することが望れます。」と追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
121	第21条（実態調査）	86	<p>【解説】について</p> <p>実態調査の具体的手法としては、「各部局が人権に関わる法令に関する個別具体的の意識調査を、環境生活部と連携し（加筆）、不当な差別と人権侵害の解消をめざす県民意識調査や不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査などが想定されます。被差別当事者の実態調査は必ず実施してください。必ず当事者たちの声を聴くことを実施してください。</p>	<p>御指摘を踏まえ、【解説】1（実態調査の具体的手法について）において、「なお、人権施策を主管する環境生活部だけでなく、各人権問題に関する部局等が、環境生活部とも連携して、それぞれの人権問題に応じた実態調査を実施することが望れます。」と追記します。</p>
122	第21条（実態調査）	87	<p>「実態調査」を行う目的はどこにあるのか。誰が対象者となるのか文面からわからない。つまり、「不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査」と書かれているが「差別等の当事者」は被害者・加害者のどちらなのか、また両者をさすのかよくわからない。</p> <p>また、実態調査の結果等は「県民に対して公表され」とあるが、被験者の人権が守られるという視点がない。内容によっては配慮が必要かと思われるので、そういう文言を明確に表記したほうがよいのではと思います。</p>	<p>実態調査は人権施策を効果的に実施するために行うものであり、県民全体に対する意識調査や、不当な差別を受ける可能性のある属性を持つ当事者に対する生活実態等の調査、あるいは不当な差別等を行ったことがある者に対するその背景を明らかにするための意識調査などが考えられ、調査の趣旨に応じて様々な対象者が考えられるため、条文や解説において対象者を明示することとはしていませんので、御理解をお願いします。</p> <p>実態調査の結果等の取扱いについては、御意見を踏まえ、【解説】2において、「実態調査の結果等については」の次に「、調査対象者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記し、併せて第22条（情報の収集、蓄積及び分析）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
123	第21条（実態調査）	87	<p>【解説】について</p> <p>実態調査の具体的手法のなかに「不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査」とあるが、「差別等の当事者」という言葉が被害者・加害者どちらか、または両者をさすのか明確でない。また、実態調査の結果等は「県民に対して公表され」とあるが、被験者の人権が守られるという視点について書かれていません。実態調査の目的や対象者、調査における留意点等について、明確に表記すべきである。</p>	<p>実態調査は人権施策を効果的に実施するために行うものであり、県民全体に対する意識調査や、不当な差別を受ける可能性のある属性を持つ当事者に対する生活実態等の調査、あるいは不当な差別等を行ったことがある者に対するその背景を明らかにするための意識調査などが考えられ、調査の趣旨に応じて様々な対象者が考えられるため、条文や解説において対象者を明示することとはしていませんので、御理解をお願いします。</p> <p>実態調査の結果等の取扱いについては、御意見を踏まえ、【解説】2において、「実態調査の結果等については」の次に「、調査対象者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記し、併せて第22条（情報の収集、蓄積及び分析）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
124	第21条（実態調査）	87	<p>【解説】について</p> <p>実態調査の具体的手法のなかに「不当な差別等の当事者に対する生活実態等の調査」とあるが、「差別等の当事者」という言葉が被害者・加害者のどちらか、または両者をさすのか明示されていない。また、実態調査の結果等は「県民に対して公表され」とあるが、被験者的人権が守られるという観点について書かれていない。新たな差別や人権侵害をおこさないという観点でも、実態調査の目的や対象者、調査における留意点について、明確に表記すべきである。</p>	<p>実態調査は人権施策を効果的に実施するために行うものであり、県民全体に対する意識調査や、不当な差別を受ける可能性のある属性を持つ当事者に対する生活実態等の調査、あるいは不当な差別等を行ったことがある者に対するその背景を明らかにするための意識調査などが考えられ、調査の趣旨に応じて様々な対象者が考えられるため、条文や解説において対象者を明示することとはしていませんので、御理解をお願いします。</p> <p>実態調査の結果等の取扱いについては、御意見を踏まえ、【解説】2において、「実態調査の結果等については」の次に「、調査対象者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記し、併せて第22条（情報の収集、蓄積及び分析）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>
125	第21条（実態調査）・第26条（財政上の措置）	88	<p>第21条の不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする</p> <p>第26条この目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするについて</p> <p>実態調査の必要性を掲げながら、財政措置は努力するということであれば、真に課題解決は図れない。規模を縮小しても、実施可能にすべき。</p>	<p>実態調査については、第21条で「行うものとする」と規定しており、県に対して、実態調査の実施を義務付けています。</p> <p>なお、財政上の措置については、既存の県の条例における「財政上の措置」規定とのバランスや知事の予算調製権への配慮という観点から努力義務としていますので、御理解をお願いします。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
126	第22条（情報の収集、蓄積及び分析）	89	<p>【解説】2について</p> <p>県民に公表され、の部分で、どの程度の公表で、どのような方法で、公表されるのか、具体的にして頂けたら、と思いました。</p> <p>公表された場合、公表された方の人権侵害にならないか、と心配されますが、いかがでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、【解説】2において、「情報の収集、蓄積、分析の結果等については」の次に「、その情報に係る関係者の個人情報の露見等につながらないようその人権に配慮した上で」と追記するとともに、「具体的には、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況の年次報告への掲載などが想定されます。」という一文を追記し、併せて第21条（実態調査）の【解説】2についても同様の追記を行います。</p>
127	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>(インターネットによる人権侵害行為の防止)に関して、意見します。昨今、インターネットにおいて不当な差別などの人権侵害が深刻な現状ではあるが、この人権侵害行為をおこなっている主体は「人間」です。「インターネット」ではないように思います。私はこの項目の表現としては「インターネット上における人権侵害行為の防止」が正しいのではないかと思います。</p> <p>インターネット上でおこなわれる人権侵害行為は相手の顔が見えず、不特定多数の被害者を生む危険性があることから、不当な差別等の目撃をした者が、報告・相談しやすい体制づくりを整えていくことで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができるのではないかと思います。モニタリングだけでなく、そういうことも記載すべきかと思います。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
128	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為を行う主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」「インターネットにおける人権侵害行為」といった表現が正しいのではないか。</p> <p>また、【解説】に人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上でおこなわれる人権侵害行為は行為をおこなった者の顔が見えず、不特定多数の被害者をうむ危険性があることから、P. 19【解説】〔第1項関係〕「1 相談をすることができる者について」にあるように、不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談しやすい体制づくりを整えることで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができると考えられる。県によるモニタリングにとどまらず、誰もが不当な差別等を目撃した際に、相談しやすい体制づくりをおこなうことを追記すべきである。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
129	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為をおこなう主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」「インターネットにおける人権侵害行為」といった表現が正しいのではないか。</p> <p>また、【解説】に人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上でおこなわれる人権侵害行為は行為をおこなった者の顔が見えず、不特定多数の被害者をうむ危険性があることから、P. 19【解説】〔第1項関係〕「1 相談をすることができる者について」にあるように、不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談しやすい体制づくりを整えることで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができると考えられる。県によるモニタリングにとどまらず、誰もが不当な差別等を目撃した際に、相談しやすい体制づくりをおこなうことを追記すべきである。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
130	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>条文中の表現について、「インターネットによる人権侵害行為の防止」とありますが、人権侵害行為をおこなう主体は「人」です。表現としては、「インターネット上での人権侵害行為」、あるいは「インターネットにおける人権侵害行為」が適切ではないかと考えます。</p> <p>【解説】には「必要な措置」が表記されているが、ネット上でおこなわれる人権侵害行為は、加害者側の顔が見えず、不特定多数の被害者をうむ危険性があります。P19 【解説】〔第1項関係〕「1. 相談をすることができる者について」にあるように、不当な差別等の目撃等をした者が、報告・相談しやすい体制づくりを整えることで、ネット上における人権侵害行為が広がることを防ぐことが可能と考えます。県によるモニタリングにとどまらず、誰もが不当な差別等を目撃等した際に、相談しやすい体制づくりをすすめることを追記すべきであると考えます。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
131	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為をおこなう主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」「インターネットにおける人権侵害行為」といった表現が正しいのではないか。</p> <p>また、『解説』に人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上でおこなわれる人権侵害行為は行為をおこなった者の顔が見えず、不特定多数の被害者、児童生徒など低年齢での被害をうむ危険性があることから、不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談しやすい体制づくりを整えること、家庭や学校などで、そのような環境があるということを身近に知ってもらうことで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができると考えられる。県によるモニタリングにとどまらず、人権侵害行為は行為に対して相談しやすい体制づくりや環境づくりをおこなうことを追記すべきである。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
132	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為をおこなう主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」「インターネット上における人権侵害行為」といった表現、また、p. 14 の第八条にあるように「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」といった表現にするとよいのではないか。また、感染症が広がったことにより、その関連のインターネット上での差別や誹謗中傷が増加した。人権侵害行為の防止や人権啓発の観点についての記載に加え、侵害行為を見つけた人等が相談や報告ができるような環境づくりについての記載も求める。	「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。 不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
133	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>「インターネットによる人権侵害行為」という表現について、人権侵害行為をおこなう主体は人であることから、「インターネット上での人権侵害行為」「インターネットにおける人権侵害行為」といった表現が正しいのではないか。</p> <p>また、【解説】に人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上でおこなわれる人権侵害行為は行為をおこなった者の顔が見えず、不特定多数の被害者をうむ危険性があることから、P. 19【解説】〔第1項関係〕「1 相談をすることができる者について」にあるように、不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談しやすい体制づくりを整えることで、インターネット上における人権侵害行為が拡大するのを防ぐことができると考えられる。県によるモニタリングにとどまらず、誰もが不当な差別等を目撃した際に、相談しやすい体制づくりをおこなうことを追記すべきである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に、生徒たちはとても敏感になっている。敏感になっている分、感染した生徒や体調不良で早退する生徒に対する心ない言葉や差別についても心配である。今年度はオンライン授業の期間もあり、生徒たちがSNSに触れる機会は多くなっている。教師や保護者が見ていないところでのトラブル等にも対応できるよう、相談しやすい体制づくりをおこなっていってほしい。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
134	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 91	<p>「インターネットによる人権侵害行為」については、現在の社会の中でその数が増加し、悪質化し、すべての人々にとって身近な問題にもなっていることである。ただ、その人権侵害のすべてが、インターネットを悪用する人によって行われている。そのことから「インターネット上での人権侵害行為」といった表現が正しいのではないかと考える。</p> <p>【解説】のなかに人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、インターネット上でおこなわれている人権侵害行為は匿名性が高く、不特定多数の被害者をうむことから、差別等を発見した者が報告・相談しやすい体制をつくることが大切であると考える。そうすることで、インターネット上における人権侵害行為が増加し、悪質化するのを防ぐと考えられる。P19【解説】〔第1項関係〕にあるように県によるモニタリングにとどまることなく、誰もが不当な差別等を発見した際に、報告・相談しやすい体制づくりをおこなうことを追記すべきではないかと考える。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。</p>
135	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	91	インターネット上で行われる人権侵害行為は、行為を行った者の顔が見えず、不特定多数の被害者をうむ危険性がある。差別等の人権侵害行為を目撃した者等が報告・相談しやすい体制を整えることにも触れるべきだと考える。	不当な差別等の目撃等をした者が報告・相談をしやすい体制づくりについては重要であると認識しており、その点は、相談体制や人権教育・人権啓発の全体としての取組の中で推進していく必要があると考えています。第23条に関しては、「インターネット上での人権啓発」には、インターネット上において不当な差別等の目撃等をした者に対して報告・相談を促す啓発も含まれる旨を【解説】1に追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
136	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 92	「インターネットによる人権侵害行為の防止」について、人権侵害行為を行う主体は人であり、人の言葉であることから「インターネット上での人権侵害行為の防止」や、SNSもインターネットに含まれるが、より言葉の部分も見えるように「インターネット上・SNSでの人権侵害行為の防止」といった表現にしたほうがよい。	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>SNSに関する御意見を踏まえ、SNSにおける差別的投稿や誹謗中傷がインターネットによる人権侵害の代表的事例であることを明示するため、【趣旨】の「インターネットによる不当な差別など」の前に「SNSにおける差別的投稿や誹謗中傷をはじめとする」を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
137	第23条（インターネットによる人権侵害行為の防止）	90 93	<p>人権侵害行為をおこなうのは人であることから「インターネットによる人権侵害行為」という表現について見直すべきである。「インターネット上での人権侵害行為」「インターネットにおける人権侵害行為」といった表現が正しいのではないか。</p> <p>また、【解説】にインターネット上での人権侵害行為を防止するための「必要な措置」が例示されているが、小学生からスマートフォンやタブレットなどの端末を使用している現状から、子どもの実態や発達段階に応じた情報モラル教育の充実が必要不可欠である。学校・家庭・地域における情報モラル教育の充実について追記すべきである。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害（行為）」は、既存の三重県人権施策基本方針等で使用されている表現であり、「インターネットを手段とする人権侵害行為」の意味で本条において用いていますが、御意見を踏まえ、第2条第3号の「人権侵害行為」の定義との平仄や他の法令等での表現にも鑑み、「インターネットを通じて行われる人権侵害行為」に修正します。</p> <p>御指摘の情報モラル教育は、本条で例示している「インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育」に含まれると考えます。なお、「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」について、【解説】として新たな項目を起こし、次のような内容を追記します。</p> <p>「インターネットの適切な利用に関するリテラシー」</p> <p>これは、インターネットの利便性や危険性、基本的なマナー等を理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、また、インターネット上のトラブルを回避して、インターネットを適切に利用する能力のことです。</p>
138	第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）	94	見出しが冗長なので、「災害等の発生時における人権侵害行為の防止等」としてはどうか。	御意見を踏まえ、第24条の見出しを「災害等の発生時における人権侵害行為の防止等」に修正します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
139	第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）	95	【解説】の2「必要な措置」において「人権侵害行為等」という表記について、他のページや同ページにあるように「人権侵害行為」という表記に統一するとよいのではないか。ただし、「等」に何か別のことの表現が含まれている場合は、このままでよいとも考えられる。	【解説】2における「人権侵害行為等」の「等」は、直接的な行為者のいない人権問題として、災害等の影響による健康上や生活上の支障などを想定したものです。その趣旨が明確になるよう、【解説】2における「人権侵害行為等やそれを防止するための取組」を「人権侵害行為やその他の人権問題、それらを防止するための取組」に、「人権侵害行為等を」を「人権侵害行為やその他の人権問題を」に修正します。
140	第25条（三重県人権施策審議会）	96	県人権施策審議会の委員について、「人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する」とあるが、委員選考から選出までの過程を透明化する手立てについて触れられていない。学識経験といっても立場や考え方は様々であり、バランスのとれた選出が保障されるのか甚だ疑問である。透明化された選出のしくみづくりを求めたい。	審議会については、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」の枠組みを基本的に踏襲しており、これまでと同様、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が適切に委員を任命されるものと考えています。また、委員の人選を含め、審議会が適切に運営されるよう、本委員会の委員としても監視・評価に努めてまいります。
141	第25条（三重県人権施策審議会）	97	「」内の加筆・修正をお願いいたします。 2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、「必要な調査及び審議を行い、その結果を知事に報告し、又は意見を具申（または答申）することができる」。	審議会の役割については、第25条第1項において「人権施策基本方針その他人権施策について調査審議することを規定し、同条第2項において「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる」と規定しており、御指摘の趣旨は、既に反映されていると考えます。 なお、知事からの諮問に係る調査審議については、当然にその結果の知事への報告が行われることになると考えられますので、第1項・第2項関係の【解説】1において、その旨を追記します。

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
142	第25条（三重県人権施策審議会）	97	2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、「必要な調査及び審議を行い、その結果を知事に報告し、又は意見を具申することができる（加筆・修正）」。をお願いします。	<p>審議会の役割については、第25条第1項において「人権施策基本方針その他人権施策について調査審議することを規定し、同条第2項において「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる」と規定しており、御指摘の趣旨は、既に反映されていると考えます。</p> <p>なお、知事からの諮問に係る調査審議については、当然にその結果の知事への報告が行われることになると考えられますので、第1項・第2項関係の【解説】1において、その旨を追記します。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
143	第25条（三重県人権施策審議会）	98	<p>【解説】〔第1項・第2項関係〕について</p> <p>三重県人権施策審議会の役割について、「人権施策方針その他人権施策についての調査審議」および「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができること」が規定されている。しかし、課題の解決にむけた調査・検討、調査結果の周知等についてふれられていない。そのため、PDCAの視点を取り入れ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第三十三条にならい、「事項の処理の結果あきらかになった課題を解決するための方策について調査研究をおこなうこと」「当該差別事案の処理状況の検証を定期的におこなうとともに、その結果について県民に周知すること」を追記すべきである。</p>	<p>相談や紛争解決の仕組みの中で明らかになった差別事案等の課題の人権施策への反映やそれらの処理状況の検証についても、審議会の役割に含まれ得るものであり、その点をより明確にするため、【解説】1における「人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれます」を「相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれます。」と修正するとともに、「差別事案の事例の人権施策への反映に向けた議論など、審議会の調査審議の内容にも変化が生じることが想定されます」を「差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化していくことが望まれます」と修正します。</p> <p>なお、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第33条に規定されている「三重県障がい者差別解消支援協議会」は、「障害者差別解消推進法」に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される機関であり、包括的な役割を有する本条例の審議会とは性格が異なる部分があるため、「三重県障がい者差別解消支援協議会」のような役割をどこまで本条例の審議会が担うこととするかは、運用の中で適切に検討されていくことが必要と考えます。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
144	第25条（三重県人権施策審議会）	98	<p>【解説】〔第1項・第2項関係〕について</p> <p>三重県人権施策審議会の役割について、「人権施策方針その他人権施策についての調査審議」および「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができること」が規定されているが、課題の解決にむけた調査・検討、調査結果の周知等について触れられていない。PDCA サイクルの視点をとりいれ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第三十三条にならい、「事項の処理の結果あきらかになった課題を解決するための方策について調査研究をおこなうこと」「当該差別事案の処理状況の検証を定期的におこなうとともに、その結果について県民に周知すること」を追記すべきである。</p>	<p>相談や紛争解決の仕組みの中で明らかになった差別事案等の課題の人権施策への反映やそれらの処理状況の検証についても、審議会の役割に含まれ得るものであり、その点をより明確にするため、【解説】1における「人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれます」を「相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれます。」と修正するとともに、「差別事案の事例の人権施策への反映に向けた議論など、審議会の調査審議の内容にも変化が生じることが想定されます」を「差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化していくことが望まれます」と修正します。</p> <p>なお、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第33条に規定されている「三重県障がい者差別解消支援協議会」は、「障害者差別解消推進法」に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される機関であり、包括的な役割を有する本条例の審議会とは性格が異なる部分があるため、「三重県障がい者差別解消支援協議会」のような役割をどこまで本条例の審議会が担うこととするかは、運用の中で適切に検討されていくことが必要と考えます。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
145	第25条（三重県人権施策審議会）	98	<p>【解説】〔第1項・第2項関係〕について</p> <p>三重県人権施策審議会の役割について、「人権施策方針その他人権施策についての調査審議」および「人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができること」が規定されているが、課題の解決にむけた調査・検討、調査結果の周知等についてふれられていない。PDCAサイクルの視点をとりいれ、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第三十三条にならい、「事項の処理の結果あきらかになった課題を解決するための方策について調査研究をおこなうこと」「当該差別事案の処理状況の検証を定期的におこなうとともに、その結果について県民に周知すること」を追記すべきである。</p>	<p>相談や紛争解決の仕組みの中で明らかになった差別事案等の課題の人権施策への反映やそれらの処理状況の検証についても、審議会の役割に含まれ得るものであり、その点をより明確にするため、【解説】1における「人権施策の実施状況に関する評価的な取組も含まれます」を「相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれます。」と修正するとともに、「差別事案の事例の人権施策への反映に向けた議論など、審議会の調査審議の内容にも変化が生じることが想定されます」を「差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化していくことが望まれます」と修正します。</p> <p>なお、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」第33条に規定されている「三重県障がい者差別解消支援協議会」は、「障害者差別解消推進法」に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置される機関であり、包括的な役割を有する本条例の審議会とは性格が異なる部分があるため、「三重県障がい者差別解消支援協議会」のような役割をどこまで本条例の審議会が担うこととするかは、運用の中で適切に検討されていくことが必要と考えます。</p>

No.	該当箇所	資料1-1のNo.との対応	意見の概要	本委員会の考え方（案）
146	附則	99	条例成立後の4年毎の見直し項目は削除して下さい。今は罰則ではなく独立した第三者委員会と違反者は注意勧告である程度弱いですがその後の条例改正によって小さく生んでも大きく育てて重い罰則がつく懸念があります。そこをまずは懸念される。そこを削除し引き続き慎重な議論を要望します。但し自身の立場はあくまでこの条例には慎重です。	<p>条例施行後おおむね4年ごとの検討について規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、不当な差別などの人権問題を巡る状況の変化等により、条例に基づく施策等に影響を与えることが想定されるので、そのような状況の変化等を勘案し、条例の規定について定期的に検討を行うようにするため、このような検討規定を設けるという結論に達したものですので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、本規定に基づく条例の検討は、罰則の導入等の結論ありきのものではなく、あくまでその時点での人権問題を巡る状況の変化を踏まえ、条例の改正の必要性等を判断するものです。</p>
147	その他	100	残念な件が1つ。北川委員長の名前が書かれていますが、4月の市長選挙に出馬予定で議員辞職する人の名前は非常に残念です。副委員長や議長名にするべきでした。議員定数の件で三重県議会の信用はなくなりました。5月の役選前に市長選挙等で議員辞職が予想されるような議員は委員長等にさせないようにして下さい。	御意見は、北川前委員長にお伝えするとともに、委員間で共有いたします。